
第9回 日野町議会定例会会議録 (第2日)

令和3年9月8日(水曜日)

議事日程

令和3年9月8日 午前10時開議

日程第1 一般質問

通告順番1 6番 中原 信男 議員
通告順番2 7番 安達 幸博 議員
通告順番3 9番 竹永 明文 議員
通告順番4 2番 梅林 敏彦 議員
通告順番5 8番 佐々木 求 議員

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

通告順番1 6番 中原 信男 議員
通告順番2 7番 安達 幸博 議員
通告順番3 9番 竹永 明文 議員
通告順番4 2番 梅林 敏彦 議員
通告順番5 8番 佐々木 求 議員

出席議員 (10名)

1番 中山 法 貴	2番 梅 林 敏 彦
3番 山 形 克 彦	4番 金 川 守 仁
5番 松 尾 信 孝	6番 中 原 信 男
7番 安 達 幸 博	8番 佐々木 求
9番 竹 永 明 文	10番 小 谷 博 徳

欠席議員 (なし)

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 伊 田 喜 浩 書記 ————— 神 崎 猛
書記 ————— 中 田 早 文

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 塚 田 淳 一 副町長 ————— 音 田 守
総務課長 ————— 渡 部 裕 之 住民課長兼会計管理者 — 遠 藤 律 子
企画政策課長 ————— 荒 木 憲 男 健康福祉課長 ————— 住 田 秀 樹
産業振興課長 ————— 角 井 学 建設水道課長 ————— 飛 田 朋 伸
教育課長 ————— 砂 流 誠 吾

午前10時00分開議

○議長（小谷 博徳君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人であり、定足数に達していますので、これより令和3年第9回日野町議会定例会2日目を開会いたします。

本日の定例会は、マスク着用や換気を行うなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じて進めます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（小谷 博徳君） 日程第1、一般質問を行います。

本定例会におきましては、5名の議員から一般質問の通告を受けております。

通告順に発言を許します。

最初に、6番、中原信男議員の一般質問を許します。

6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） それでは、町長、おはようございます。

一般質問に入る前、少しだけ発言をさせてください。先日、議会運営委員会でもありましたように、委員長の発言、町長の発言でありましたように、私もちょっと一言お祝いの言葉をこの場

で申し上げたいことがあります。といいますのも、8月に行われた阪神甲子園球場での第103回全国高等学校野球選手権において、我が町の職員である角井産業振興課長の息子さんがその大会において優勝という非常に栄誉を勝ち取られた。このことは、町長、日野町の職員である息子さんということで、私は大いに感動もいたしましたし、喜びました。町民の誉れでございます。私は質問の前にそのことを申し上げ、角井課長におめでとうございますという言葉を上げ、今後の息子さんの御活躍を御祈念申し上げたい。以上です。

それでは、質問に入ります。今回、私は2つのことについて質問をいたします。

まず1点目、著しく倒壊の危険がある空き家について質問をいたします。その趣旨・背景であります。現在、町部、山間部を問わず、倒壊の危険がある空き家があります。特に町部においては周辺住民の保安上の危険及び生活環境への悪影響など様々な問題があります。このような問題を解決していくには、建物の解体、撤去が不可欠であり、行政の支援が必要だと考えます。

そこで、町長に具体的に回答を求める事項を申し上げます。①特定空家等除去支援事業補助金制度を創設し、空き家所有者に対し経済的支援を行い、空き家対策の推進を目指してはと考えます。町長の考えを伺います。

②解体、撤去した後の宅地の固定資産税が数倍になる現行の税の評価額について、軽減制度は考えられないか、伺います。

2つ目の質問です。太陽光発電について伺います。その趣旨・背景であります。このたび、下榎地区の休耕田を活用した太陽光発電施設が民間会社により施工され、発電事業が行われています。このことを町長はどのように評価されているのか。また、今後、日野町において太陽光発電を推進していく考えがあるのか伺います。

具体的に回答を求める事項です。①町長の太陽光に対する基本的な考えをお聞かせください。

②将来的に、日野町の公共施設での太陽光発電を推進し、経費の削減及び地球環境への配慮など、日野町の一つの目標にしては考えますが、町長の考え方を伺います。

以上、2つの質問について町長の答弁を求めます。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 議員さんから、冒頭、私どもの職員の御令息の甲子園での活躍、それから将来に向かっての活躍への期待、そういったことを言っていただきまして、本当にありがとうございます。この夏はあれですね、日野町に御縁のある中口さんもオリンピックに出られて、非常に日野町民も盛り上がったんじゃないかなと思っております。

それでは、御質問にお答えしていきたいと思っております。

まず、特定空き家等除却支援事業補助金制度を創設し、空き家所有者に対し経済的支援を行い、空き家対策の推進を行ってはどうかとお尋ねでございます。町内にはそのまま放置すれば倒壊などして著しく保安上危険となる可能性のある空き家を10戸程度確認しております。町の条例に基づき、所有者等への指導等を行って、現在、4戸解体、撤去することができておりますが、空き家等の対策がなかなか進んでいないのが現状でございます。長年にわたり放置されていた空き家等については、所有者の特定や連絡に苦慮する空き家があったり、空き家の所有者が判明しても金銭的問題など様々な理由ですぐに撤去ということに進展しない空き家もございます。そのため、現状のままでは空き家の撤去等を進めるのは難しいと思われ、空き家対策をこれまで以上に進めていくためには何か新しい施策を考える必要があると考えております。御質問のとおり、事業を推進するための施策として、空き家の撤去を行う場合に、所有者に撤去費用の一部を補助する制度も一つの手段だと考えます。近隣の市町村の取組などを参考にしながら、どのような方法で行うのが一番効果があるのか、所有者にとって使いやすいのはどのような制度なのか、考えてまいりたいと思います。

次に、住宅の解体、撤去した後の宅地の固定資産税について軽減制度は考えられないかとお尋ねでございます。住宅用地の固定資産税は、家屋の敷地として利用されている場合、住宅用地の面積が200平方メートル以下は課税標準額を6分の1に、200平方メートルを超える部分については3分の1の額とする特例措置がございます。そのため、家屋を撤去し、更地にした場合、翌年度の固定資産税から軽減措置は適用されなくなり、固定資産税が解体前と比べ増額となってしまいます。この点は住宅の撤去が進まない要因の一つだとも思います。西部の市町村でもこの点を解消するために要綱を制定し、引き続き固定資産税の減免措置を行っている市町村もございますが、まだ数が少ないのが現状でございます。住宅用地の固定資産税の減免措置につきましては、制度設計した市町村、またそうでない市町村の対策の空き家撤去の進み具合等の情報を収集するなどして検討してまいりたいと思います。

次に、太陽光発電の関係でございます。まず、太陽光発電に対する基本的な考えをとのお尋ねでございますが、太陽光発電を含めた脱炭素化の課題についてお答えしたいと思います。現在、地球温暖化が一因となって、異常気象等によって自然環境や社会、経済活動に様々な影響が生じており、脱炭素化は世界的に見ても重要な課題でございます。日野町にあっても第2次きらり日野町創生戦略において再生可能エネルギーについて言及しており、今回上程いたしました過疎地域持続的発展計画においても新たな項目として脱炭素化を加えたところでございます。また、昨年10月には菅総理が2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言され、

公共施設への太陽光発電設備設置については2030年までに50%、2040年には100%という目標を示されました。脱炭素化社会再生可能エネルギーへの転換の観点からも、太陽光発電は水力発電や木質バイオマス発電と並んで一つの有力な選択肢と考えております。

次に、将来的に日野町の公共施設での太陽光発電を推進し、日野町の一つの目標にしてはどうかとお尋ねでございます。先ほどの回答のとおり、町の方針を示す第2次きらり日野町創生戦略、過疎地域持続的発展計画、2つの戦略、計画の中で、再生可能エネルギー導入の可能性の検討や脱炭素化の推進をうたっております。太陽光発電もその有力な方法の一つと考えておりますので、当然検討の中心になってこようかと思っております。比較的大きな建物などの公共施設を有する自治体にとっても、太陽光発電は割と取り組みやすい自然エネルギー活用方法かもしれません。地理的環境を考慮した効果、導入及び維持に要する経費、あるいは売電した場合の収支バランスなど、様々検討してみたいと思っております。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） 町長の最初の答弁を伺いました。私のその1回目の答弁の感想を申し上げますが、ある意味で、この空き家に対する補助制度については最後のほうで考えてまいりたいということで、私はこの制度をつくることに対して前向きなんだなという思いで、これから続けて質問をさせていただきます。

私がこの質問に至った経緯といいますか思いなんですが、平成28年に、町長はまだあれなんです、丸5年前の9月の定例会で、空き家条例の制定を前町長に質問いたしました。そのときには、条例は空き家については家具の補償だとか、空き家ですよ、空き家の条例で、うちにあった条例が、それと、Iターン、Uターンに向けて空き家を貸し出すときに、そこの整備をするときの空き家条例、これしかなかった、その質問の後にこういう条例ができたんです。日野町空き家等の適正に関する条例というやつ。これ、平成31年3月に施行されて、その経緯から今日に至ったときに、私は、今うちの町に何が足りないんだろうかと、この手の空き家に対することで、それでこういう質問に至ったんですが、そこでお伺いします。

町長、答弁では空き家10戸程度確認をしておりますと答弁してありますが、実際程度、町長、実際にあなたが、町長がどの程度本当に空き家の状況なり把握してるか、ちょっと教えてください。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 私が空き家の状況をどの程度把握してるかっていう御質問でございます。

10戸程度まだ残ってるということで申しましたけども、10に至るまでに、14戸ぐらいあって、4戸は解体、撤去された。特に私に印象があるのは、黒坂の駅前、私の事務所の真ん前にあ

ったのがあったんですけど、本当に、どういうんですか、前を県道が通ってまして、崩壊するんじゃないかなって思ってたんですけども、そういう把握もしておりますし、あと、私、昼休憩によく歩くと、公会堂っていうんですか、根雨の公会堂に行く道沿いにもございます。昨日もちよつとまじまじと見たんですけども、かなりくたびれてきてるけれども、傾いてはいないかなっていうふうに思ったりもしています。全部が全部、私、大変申し訳ございませんけれども、把握してるわけではないですけども、そういった状況を覚知してるっていうところでございます。

○議長（小谷 博徳君） 6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） 町長、今の本当に正直な答弁をされたと私は思います。それで、私は、この空き家について、本当に町長御自身で町内見ていただきたいんです。例えば場所ははっきりとは私は申し上げられないんですけど、特定の、表通りがあった、表通りから見えないとこなんかも多々あるんです、実際問題。そういうところを私は、私の質問でこうだからだなくて、自分の目で、ことわざにあるように百聞は一見にしかずということで見ていただければ、今日私が質問した趣旨のこの制度が必要なんだなということをより深く理解していただけると思うんですが、いかがですか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 議員さんおっしゃるとおりだと思いますし、私も、どういうんですか、技術屋の端くれでございますので、現場主義っていうか、そういったものがまず物事を把握する上で大切だという気持ちをずっと持ってますので、機会を捉えて、担当課と一緒に出かけたい、そのように思います。

○議員（6番 中原 信男君） お願いします。

○議長（小谷 博徳君） 6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） この空き家については、先ほど、最初に言ったように、町長の答弁が前向きに制度をつくるような答弁ですので、最後にこのことだけ言って、このことについてはやめますけども、各市町村のね、町長、この手の補助制度をちょっと御紹介しときます、私も調べましたので。隣の江府町が50万円、日南町が30万円、米子市が120万円、境港市が60万円、倉吉市が120万円、こういう制度がありますので、答弁にも言われたように、各町村のあれを見ながらということも町長は言葉で表してますので、そこを参考にして進めていただけますか。いいですか。お願いします。

次のこの空き家に関する問題点の固定資産税について、町長、お伺いします。質問で書いてあるように特例措置があつて、6分の1、200平方メートル以下、それから、超える部分につい

ては3分の1と書いてあるわけです。全くこのとおりで、このとおりなんだけど、要は、実際に詳しいところを言いますと、小規模住宅用地と、いいですか、小規模住宅用地というのが200平方メートル以下の部分を指して、6分の1のあれになる。一般用用地という、一般住宅用地というのがあって、この制度上、あるんです。後でこれ見てください、固定資産のしおりを。あるんです。それで、何が問題かという、この6分の1と3分の1については、地方税法上、税率が決まっていますので、これを変えることは違法でできません。何ができるかという、各町の政策判断なんですよ。町長が決める、政策としてやるという。そこを念頭に置いてこのことを考えていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） いずれにしろ、空き家の対策っていうことで、普通言うあめとむちっていか、補助金をつける、そして税金をどうするか、そういう組合せの中にあって、私は冒頭でも申しましたけども、今、解体、撤去っていうか、そういうのが進まない一つの大きな原因の一つは、やはり解体費がなかなか出し苦しいっていうような、何か支援があればっていうようなお話を聞いたこともございますので、それとか、この議員さん御提案の件とは直接は関係ないんですけども、もう県外に住んで、お金とかは準備できるんですけども、どういう業者さんに頼んだらいいのか、そういうようなソフト的なこともいろいろあるということでございます。ついては、その固定資産税の減免っていうことにつきましては、本問のほうでも申しましたけども、取り入れてる町、さらには全くそういうことをしないで何とかやってる町っていうのもございますので、やはりどういう工夫をしていいのか、それぞれの町の解体、撤去の進み具合と、その制度の相関性っていうんですか、そういうのをやっぱり調べてみて、どういう考え方をするのか、しないのか、それは整理していきたいと思っております。

○議長（小谷 博徳君） 6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） 町長、全く答弁のとおり、ソフト面のそういう相談体制というのの確立も、本当に町長言われたとおりだと思いますよ。そこで、繰り返しになりますけども、他町村の状況を見ながらとか、結構です、それで。いいんですけども、私が一番この解体に向けての体制というか気持ちというかで質問したのは、この補助制度があり、解体に向けての、うちの町にですよ、ましてや固定資産税での6分の1の条項をあまり町民の皆さんは知りませんから、6倍になる、6倍になるばかり思っとられる。決してそうではないんですけども、はっきり言って。それを言ったらもう時間がありませんので言いません。ただ、そこの軽減も考えますよという施策を取ることによって、将来必ず多く出たろう空き家について、体制整備と住民関係者の解体

への環境整備を整えてほしいんです、私は。環境整備。そこをお伺いしてこの質問をやめますから、最後、私の質問に対して答えてください。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 空き家対策に対する環境整備ってということで、その具体例として2つの御提案をいただいた。さらに、ソフト面の対策も必要じゃないかっていう追加の御提案もいただいておりますので、空き家対策を進める上においてやっていかないといけない、さらには検討をしていかないといけない、整備しないとイケないっていう課題として、課題っていうか、事項というんですか、そういうものを踏まえて、空き家対策をしっかりと進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（小谷 博徳君） 6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） そうしますと、2つ目の太陽光について、重ねて町長に質問をさせていただきます。町長の考え方を問うたのは、ある意味、この回答の文書にもあるように、要は脱炭素化社会、こういうこともそうなんだけど、この太陽光ということに限定して言わせていただきますと、町長、地球温暖化対策推進法というのがありまして、そのことによって相当国も力を入れるみたいなんです。そこの辺の認識を本当は伺いたかったんですけども、正確に申し上げます。来年4月施行予定の改正地球温暖化対策推進法、これができるらしいです。このことによって、各市町村に太陽光の促進区域というものを指定してくださいと。そこを目指す、施設を造るときの手続の簡素化、そして、資金面での優遇、交付税の措置があるんじゃないですか。そういうとこだったんです。そこら辺をちょっと、私の言ってることを、新聞に書いてもあったんで間違いではないと思いますが、勉強してみてください。いかがですか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 本問のほうでも申し上げましたけども、国のほうがいろいろ目標、こういったものを達成していきましょうということでございますので、そういった根拠法であるとか、さらには、こういうことを達成していきましょうということになりますと、政策として、いろんな制度設計された、例えば地球温暖化ですと基本は環境省さんなんだと思いますけれども、農水省であったり、国交省であったり、いろんな省庁がいろんな施策を出してくると思いますので、しっかりそれを捉えていきたいと思っておりますし、法律は勉強してまいりたいと思っております。

○議長（小谷 博徳君） 6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） 公共施設についての質問をいたします。私はですね、町長、具体的に役場庁舎、あるいは黒坂公民館、リバーサイドひの、また新たな義務教育学校の校舎、こう

いうところに太陽光発電施設をやればいいんじゃないかという質問をいたします。

その根拠を申し上げます。令和2年度における庁舎、文化センターの電気料金がどの程度かかっているか調べて、資料請求をして、総務課からいただきました。庁舎が440万弱、1年間、文化センターが210万、合わせて650万ぐらいですか。ただ、開発センターがちょっと数字があるんだけど、これは空調設備の改修によって受電設備がこの2年の、2年じゃないな、これは。今年の1月からになるのかな。今年の1月からだな、で、2年か。で、メーターがちょっと、計算が全部が出ないんだけど、私がもらったデータでは70万、9か月で。そうすると、650万と770万だから、700万以上だね、要は。そこの、それだけの経費がかかってますということで、この太陽光を取り入れたらばいろんな意味でのメリットもあるし、検討しませんかという質問なんです、趣旨は。いかがですか。どう思われますか。むちゃくちゃと思いますか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 太陽光の関係でございます。私、議員さんほか、議員さんから脱炭素というようなことで再生エネルギー関係、カーボンニュートラル、そういった関係の御質問の要旨がございましたので、国・地方・脱炭素実現会議、これは令和3年6月9日の資料ですけれども、地域脱炭素ロードマップっていうものをちょっとコピーしました。事太陽光につきましては、政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入することを目指す、そして、従前の考え方とちょっと違うかもしれませんが、2050年までには電気をいわゆる買うからつくる、そういったふうに持っていきたいというようなことが大きくは書かれてございます。御提案のいろんな施設があるっていうことで、そこの施設でいろいろ電気の需要があるではないか、太陽光を入れるっていうことに大きなメリットがあるっていう御発言であったと思います。いろいろ検討していかないといけないものがたくさんあるかと思えます。御提案を踏まえて、1つずつ、一遍に全部はできませんけども、じゃあどういうメリットがあるのか、どういうことが必要なのか、やはりそれはこういう国の方針もございますので、検討していくっていうか、検証していく、その中で一番いいのは自家消費っていうんですか、消費量に見合う発電量がちゃんと期待できて確保できる、それも太陽光ですので、夜間も使うっていうことに対しては、蓄電するのか、それとも太陽光で蓄えたエネルギーを水を分解して水素とか酸素にして、それをまた発電に持っていくのか、いろんな新しい技術も加わってくると思えますので、いろんな要素を加えて検討っていうか、情報も集めて検討してまいりたい、そのように思います。

○議長（小谷 博徳君） 6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） 町長が言われたとおりで、そういう方向なんです。もう一つ付け加えさせていただくと、一般住宅にまで政府は義務化をやるかというぐらい考えているみたいですよ、一般住宅にもこれからは太陽光発電を設置するんだという義務化、それは国のことですからもう言いませんが、私は私たちの町のことで、この太陽光の推進の意義は大きいと思うんです。それはなぜかという、先ほどから何回も出てきてますけど、言葉が、脱炭素化社会に向けた社会づくり、これ、いつかの議会で同僚議員がSDGsの質問をしていただいて、非常に機運がうちの町も高まったということで私は理解しとるんだけども、その国連が掲げる持続可能な開発目標のSDGsの7番目にエネルギー分野があって、私はこの町がその太陽光とかそういう再生可能エネルギーを進めることによって、その取組の評価は町内外にいい評価をされ、いい情報発信ができると思ってるんです。その辺の考え方をどう思われますか、町長。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 最先端の取組であるとか、大きく言えば人類、世界のためについていう取組であるとか、そういうフラッグを掲げての取組っていうことは大きなインパクトになる、そのように思ってます。

○議長（小谷 博徳君） 6番、中原信男議員。

○議員（6番 中原 信男君） 時間が3分ですか。町長、答弁の中で売電とかいう言葉も出てますけども、まあ、町のあれで電気を売る必要はないと思うし、私は。ここはちょっと言葉が、事業者ではないんだから、今言ったように、経費の削減とか地球環境への貢献だとかいうところを主に考えていただければと私は思います。

それで、最後に質問しますが、この太陽光に関して、最初のほうだったかな、文言が出た、過疎地域持続的発展計画ですか、これ。今回の議会でも出ましたね。資料が提出されました、町長。それで、この過疎地域持続的発展計画の中で、一番最後に脱炭素社会の目標としての記述が、町長、残念なことにLED1本。いささか私は寂しいと思いますよ。それならば、こういう脱炭素をうたうならば、今議論した太陽光なり再生なりという文言を付け加えたら計画の内容に私は箔がつくと思うんだけども、一番最後のページの一番下の部分にその項目があって、LEDの何だったかな、推進だったかな、とにかくLEDだけなんです。私が質問したからこれをせえとは言いませんけども、こういうことを加えたらいかがですか。太陽光の質問ですので、太陽光で。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 過疎計画、包括的な、包括っていうか、包括的に脱炭素、そういったふうに記載させていただいております。要は、具体のものがまだ検討を十分してないので計画化で

きない状況が今あるってということで、議員さんの御提案もございましたので、いろいろ検討する中で具体のものが生み出されるってどうか、現れてくれば、過疎計画に上げるとかいろんな実施をする上で過疎計画に例えば上げていく、そういったことになろうかと思えます。御提案ってどうか、御注意というか、御指摘ありがとうございます。

○議長（小谷 博徳君） 6番、中原信男。

○議員（6番 中原 信男君） 町長、進めて検討を本当にしてみてください。これで、次も何かエネルギーの質問があるみたいですので、私はもう質問をやめますが、最後に、空き家対策、そして太陽光の自然エネルギー、2つを質問させていただいたんですが、私は2つともこの町の今後の課題の中でやっていかなければいけないという思いで質問をさせていただきました。その辺の趣旨を、町長、十分酌み取っていただきまして行政を推進していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。終わります。

○議長（小谷 博徳君） 6番、中原信男議員の一般質問が終わりました。

○議長（小谷 博徳君） 続いて、7番、安達幸博議員の一般質問を許します。

7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） それでは、森林整備と再生可能エネルギーについてお尋ねをいたします。私が所属をしている総務経済常任委員会は、林業事業に携わる鳥取日野森林組合、赤松産業、鳥取CLTの各事業体と意見交換を行いました。各事業体から要望や課題を聞きましたので、その一端を質問趣旨といたします。

これらを含む森林行政、森林環境譲与税の用途を含みますが、推進する上で、その日野町森林整備計画に沿った実施計画なるものの必要性を感じました。また、森林はCO₂を吸収いたします。2050年ゼロカーボンシティ達成を確実なものにするため、市町村あるいは都道府県別に厳しい目標設定をする必要があります。森林面積から案分してCO₂吸収量を割り出しますが、足りない分は再生可能エネルギー導入で割り戻すこととなりますので、再生可能エネルギーについてお聞きいたします。

1つ、日野町森林整備計画の概要と、仮称日野町森林整備実施計画策定の考えをお聞きいたします。

2つ目、各事業体の要望の主なものです。その回答をお聞かせください。ア、林業担い手不足の解消、イ、機械整備の補助、ウ、町内森林事業体の連携、エ、バイオマスエネルギーの導入、オ、義務教育学校建築の木材使用について。

次に、3番目、ゼロカーボンに必要な再生可能エネルギー導入計画が必要と思います。その考えをお尋ねいたします。

4番目、例えばリバーサイドひの、金持テラスひの、義務教育学校、役場、支所などの公共施設に各種の再生可能エネルギーを導入して地産地消のエネルギーを考えませんか。

以上、森林と再生可能エネルギーについて町長にお尋ねをいたします。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 7番、安達議員の御質問にお答えいたします。

まず、日野町森林整備計画の概要と仮称日野町森林整備実施計画策定の考えについてのお尋ねでございます。市町村森林整備計画は地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を1期とする計画であり、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるもので、地域に最も密着した行政主体である市町村が地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするものでございます。主な計画事項は、伐採、造林、保育、その他森林の整備に関する基本的事項や公益的機能に応じたきめ細やかな森林施業を推進するために設定された公益的機能別施業森林の整備等により、地域の要請や施業体系などを踏まえながら森林の機能を発揮するための森林施業方法を設定したもので、森林経営管理制度の活用に関する事項の追加など、地域の実情に即した森林区域や森林施業方法とするため、既存の日野町森林整備計画を令和2年4月に改定したところでございます。

次に、現在、町では計画に基づき効率的な施業と適切な保護を実施することを通じて、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるため、まとまった面積の施業同意を得ることで効率的な施業が実施でき、5年を1期とする森林経営計画を森林組合や森林所有者が策定して計画的な森林施業が行えるよう、制度的に仕組みられています。町にあっては鳥取日野森林組合が各集落に出向き、自立することを促進するための支援をしております。森林の整備は基本計画の森林整備計画、森林経営計画がありますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。なお、森林整備は林業ばかりではなく林産業にも関わりがございますので、森林、林業、林産業のための中・長期的な森林・林業・林産業振興計画、そういったものが必要であると認識しております。

次に、各事業体の要望について、その回答を聞きたいとお尋ねでございます。項目ごとにお答えいたします。

まず、1つ目、林業担い手不足の解消について。森林整備、とりわけ間伐が進まない要因の一

つといたしまして、働かれる方、森林組合の作業員不足が上げられます。日野町未来の森づくり協議会や林業事業体との意見交換会等からも提言を受けるなど、林業従事者の人材確保が喫緊の課題であると認識しております。既に実施しておりますにちなん中国山地林業アカデミーの研修生への奨学金は、現在1名の研修生に給付しております。林業を担う人材の確保、育成に向けて、国の支援制度、緑の雇用、緑の青年就業準備給付金及び鳥取県版緑の雇用支援事業等を活用し、林業への就業に必要な知識、技術等の習得を応援し、県、町、林業事業体が一体となって育成、確保を図っていきたいと考えております。

次に、機械整備の補助についてでございます。国事業の鳥取県林業再生事業に加え、森林環境譲与税を財源としたスマート林業推進事業として、GPS、空撮編集ソフトであったり木材運搬トラックの導入等の支援をしているところでございます。引き続き鳥取日野森林組合と連携をしながら、高性能林業機械の導入等にあつてはその支援を図ってまいりたいと考えております。

さらに、町内森林事業体の連携についてでございます。町内林業事業体3団体による日野町林業振興について意見交換を行ったところでございます。森林組合から各事業体に施業の配分ができるよう、実施体制の構築や間伐促進をするための作業道、林道の路網整備の必要性など、様々な御意見をいただいたところでございます。今後、公益的機能の維持、増進、林業の成長産業化の実現を図るため、施業の低コスト化、路網整備、木材の安定供給等について定期的に町内林業事業体と意見交換を開催したいと考えております。

次に、バイオマスエネルギーの導入についてでございます。発電であったり熱利用、ペレットストーブ、ペレットボイラーなど、様々な導入方法がございます。発電につきましては既に境港市において大規模発電が行われており、日野町産のチップは再生可能エネルギーとして利用されております。町内には豊富な森林資源が存在し、間伐材の利用が進んでおりますが、例えば枝であったり、根元部分であったり、こずえの部分であったり、曲がったもの、そういった低質材は需要がなく残置されているところでございます。この林地残材などを木質バイオマス資源として捉え、無駄なく、かつ効率的に活用するため、町産材をバイオマス発電にチップ材として供給する、いわゆるカスケード利用、木材を最後まで余すことなく使い尽くす循環型林業を構築し、林業の成長産業化を目指したシステムの導入を探ってまいりたいと考えております。

次に、義務教育学校建築の木材使用について。子供たちが生活し学ぶ環境として、木のぬくもりを生かすことは大切なことであると考えております。このたび建設を予定している義務教育学校は、根雨小学校の既設校舎の増改築によって行うこととしております。構造材として木材を使用することにつきましては、鉄筋コンクリート構造のものと比較できるように設計を依頼してお

ります。内装につきましては木材利用を進めたいと考えておりますので、今後、校舎建設検討委員会において、保護者や地域、学校の意見も伺いながら検討してまいりたいと思います。

次に、続いて、再生可能エネルギー導入計画が必要ではないかとお尋ねでございます。エネルギー問題を含む脱炭素化については第2次きらり日野町創生戦略に記載しており、また、過疎地域持続的発展計画にも新しい項目として追加しているところでございます。本町のエネルギー計画につきましては、質問、安達議員も委員として関わられて策定された日野町地域新エネルギービジョンがございます。全国的にエネルギービジョンは平成10年前後に各自治体が競うように策定した時期がございまして、日野町のビジョンも平成9年度のもので、策定してから相当期間経過しており、若干現状にそぐわない箇所もございしますが、詳細に町内の状況を調査したものでございます。今後、このビジョンを読み直しながら、太陽光、水力、風力、木質バイオマス発電等による公共施設への活用、方向性について、将来を見据えた考え方をまとめていきたいと思っております。

最後に、公共施設に各種の再生可能エネルギーを導入して地産地消のエネルギーを考えないかとお尋ねでございます。繰り返しになりますけれども、再生可能エネルギー導入の可能性の検討や脱炭素化の推進を町の方針として位置づけましたので、公共施設への再生エネルギー導入についても検討してみたいと考えております。それは、例えば義務教育学校の建築に当たっては、建築後であっても屋上に太陽光発電設備を設置できるよう、耐荷重構造の建物を検討しておりますし、リバーサイドひのにおいても再生可能エネルギーの導入について、その可能性を探っているところでございます。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 答弁を聞きまして、いいように言えば前向きな答弁が多かった。平たく言えば当たり障りのない答弁でありますので、もう少し掘り下げて町長のお考えを聞きたいと思うんですが、まず、私がこの森林整備計画なるものに質問したのは、もちろん事業体の視察というのが根本にあるわけですが、新聞等でウッドショックという言葉が頻繁に聞かれるようになりました。これはアメリカがコロナ禍で住宅需要が増加した、あるいはカナダの未曾有の山火事があった等々いろんな要因があって輸入木材が高騰したに引き金を発して、国産材も高騰しておるといふことでもあります。したがって、この需要が高騰してあるはずなのに、どうもいわゆる生産が増加してるわけでもないという、この林業の仕組みですね。ある程度長いスパンがかかるといふ仕組みがある。あるいは、ウッドショックは一過性のものだというようなものが言っておられますが、町長はこのウッドショックはどういうふうに捉えておられますか。ずっと

この木材高騰は続くものなのか、あるいは一過性でまた元のようになるよというものなのか、どういうふうに捉えられていらっしゃるでしょうか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 私のウッドショックについての捉まえ方でございます。このウッドショックということで、鳥取、日野の森林組合の総代会でもちょっと申し上げたんですけれども、ウッドショックが起こったその背景は、先ほど議員さんおっしゃいましたように、コロナ禍の中で、例えば港湾労働者の方の休業が続いて荷揚げができないとか、どこにも出れないから増改築もできない、それから大きな火災もある、さらには、荷動きをするコンテナが1つの地域に集まってしまう、そういうようないろんな要素が加わって、国内の外材の供給がかなりタイトになってしまった、そういった中で、それに代わる国産材の供給が十分できなかった、そういう背景の中でだったと思います。段々状況が今改善してるようでございます。

一番総代会で申しましたのは、ウッドショックによって物がなくなってるから、じゃあ木材の価格、木製品の価格が高くなる、そういったことになると木材離れになるので、そういうことのないように、ちゃんと供給をしていかないといけない、森林所有者、事業体にあってはそういう心がけをぜひお願いしますというふうに申し上げたところであります。ウッドショックにつきましてはそういう認識を持っております。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） これからのことを考えるに当たっては、これが一過性なのか、あるいは持続ずっとするのかというの、この見極めは大変重要なポイントだと私は思います。それで、業界紙によりますと、これはずっと続くだろうと言われております。それはなぜかという、ますますこの地球全体が木材使用という、いわゆるCO₂、炭素化という削減をしよう、木材を使用して削減をしようという方向性になってくる。特に中国はもうそういうふうになってきたとすると、あの大市場の中国がそういうことになれば、逆に輸出とかも起こり得るかもしれない。だから、一過性ではないだろうというような業界紙は言っております。そういうことを踏まえて今後は森林政策をしていかないといけないじゃないかなと思うんです。これ、スパンが長いから、今すぐほんじゃあ増産せよ言ったってできないわけで、やっぱりその見据えた取組をして増産をしようとか、あるいは何に特化してしようかというようなものを考えていかないけんと思うんです。

そこで、この森林整備計画は議会にもちょっと説明が足りないと思うので、一度、ここで何が何って言うことは言いませんので、議会にやっぱり説明をしといてください。議会にはいろいろ

な各種計画をしたときには報告をするようにという申合せ事項もありますので、よろしくお願ひしたいと思うんです。

そこで、この森林整備計画なるものを見てみますと、ほとんどの町村でほとんど文言は一緒です。ただ、自分ところの町村の位置とか森林の面積とか、そういうもんが違うぐらいで、ほとんど一緒です。それで、でも、気になるところがちょっとあるので申したいと思うんですが、町有林は当然あるわけで、その整備は今主に間伐をやっとるんですが、この町有林整備についての記述がないんです、この整備計画に。やはり町有林も整備をするということは、1つの町が山主となっていわゆる整備計画をつくるっていう模範があるわけです。しないといけないと思うんで、各ほかの森林所有者の経営モデルになるような、そういうスタンスでこの町有林を扱ってほしいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 大変申し訳ありません、私も日野町の森林整備計画、隅から隅まで全部目を通してるといって、なかなかそうになってない中で、恐らく概括的に民有林の整備をこうだっというように述べて、具体のその町有林の計画については経営計画を定めておりますので、その中でこういう、いわゆる町の整備計画の方針、それに即してこういうふうに行っていきますよというのができてるとおもいます。ただ、議員おっしゃられますように、書き込むことについては書き込んではいけないというルールは恐らくないとおもいますので、今後検討してまいりたいとおもいます。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 町有林の経営計画ってありますか。私、見たことがないけど。ありますか。

担当課長、ありますか。町有林の経営計画。

○議長（小谷 博徳君） 角井産業振興課長。

○産業振興課長（角井 学君） お答えします。経営計画につきましては森林組合のほうが定めておりますので、そちらのほうに記載のほうはございます。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） それはこちらから間伐の施業を出すと、そりゃあ施工業者がつくるんです。だから、それと私が今言う意味はちょっと違うんですよ。そういう各山主さんの、やっぱり日野町がどれぐらいの間隔でしとるとか、いつになったら主伐をするとか、そういうモデルになりましようやということなので、それを踏まえて記述をお願いしたいと思うんです。

そこで、私は実施計画と申し上げたけど、振興計画なるものは必要ですねっていうことがあったので、これのどういう、つくるタイミングですね。私は急ぐんですが、スケジュール感ってありますか、これをするっていうスケジュール。言っときゃいいわという程度のことでなくて、いつ頃にはちゃんとつくりますとかいうの、ありますか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 昨年から、そして今年も町内の林業事業者さん、林業関係者の方とも御意見を交わしたり、また提言をいただく中で、こういう計画、ビジョン、計画よりもかなりビジョンに近いかもしれませんが、それをつくっていきましょうということで、目標は今年度っていうようなことを一つの……（発言する者あり）今年度中ですね。ちょっとずれるかもしれませんが、そういうような思いを持っております。そういうスケジュール感ですね。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 今年度中ということは、もう本当に半年という、時間がないのでかなりの速度が要すると思うんですが、その中で、私、4項目ほどこういう計画に盛り込んでほしいことがあるんでお伝えしたいと思います。具体的に森林環境譲与税の取組、どういうものを使うかというのは、この振興計画にちゃんと入れてほしいと思うの。それから、主伐、これからは間伐より主伐になると思うんです、木がもう40年から以上大きくなってるので。そうすると、大径木に特化したやっぱり戦略というものが必要になってくる。それは伐採技術であるとか搬出の技術、貯木場の整備、それから販路、加工とか、そういった一体になった、そういうものもちゃんと振興計画に入れてほしいと思うんです。それから、林道専用道路とかは設置して、ずっと山の中に作業車が入っていくんですが、こういう御時世ですので災害がよくある。そうすると、自前で直すっていうのが災害に限ってなかなかできないので、こういう林道専用にも災害復旧の補助の必要性を感じるの、そのルールづくり、それから、未利用の木材の利用啓蒙と地元の自然や生産、生業の魅力を未来に伝えることを目的とした木育事業、これは小学校等でぜひ、今は中学校とか高校では森林組合に行つての体験とかはありますけれども、小学校のときからそういう木育の、自然の魅力を伝えることが大事じゃないかなという、この4点をちょっと入れてほしいと思うんですが、町長、どう思われますか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 譲与税の使途であつたり、あと、大径木の戦略、どういうんですか、山から持ち出すような戦略と販売戦略だと思いますけれど、そして、持ち出すためには路網であつたりっていうものが非常に大切になるんで、その災害復旧のルールづくり、さらには未利用材を

利用して身近なところで木と触れ合えるような、木質化も含めて、未来を担う子供たちへの木育、そういった4つの観点をおっしゃいました。いずれも大切だと思っておりますので、意識して、しっかり定義づけしていきたいと思えます。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 今年度策定で、急なこういう提案をしまして忙しいと思えますが、しっかり研究をして、できるだけ盛り込んでいただきたいと思えます。

次に、2番目に行きます。個別の案件ですので、町長、答えられた部分で、そんなに深くここでは言い足りないと思えますが、一つ、担い手不足の解消については、今奨学金制度やってるとか、そういうことであるんですが、基本的に担い手の人が来てくれない、そもそも論がですよ。アカデミーに入る人がいないとか。私は、一つはPR不足じゃないかなと思えます。これは施業主も含めて、そういうホームページを充実しとるかどうかも分かりませんが、ないだったらそういう部分の、町が補助を、作成に補助をしてあげるとかっていうことも必要じゃないかなと思えます。

特にここで言いたいのは、日野町のホームページに林業のそういうところが一向に出てこないんです。日野町の林業政策でこういうことをやってますよ、来ませんかというようなのがないんですが、町長、そういうのをきちんとホームページでPRができるように、このPR不足も一つの担い手不足の一因だと思えますので、ホームページを充実してほしい、そう思えますが、いかがですか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 事は、林業事業体の従事者の確保ということでございます。これも森林組合さんにちょっと苦言を呈したんですけれども、森林組合さんもハローワークなどを通じて、どういんですか、雇用の確保っていうか就業者の募集をしておられるんですけど、なかなか情報が更新されてなかったり、特定のところ、ハローワークだけしか出てない、森林組合さんもしろいろホームページを持っておられるんですけど、そういったことで就業者っていうか、募集をさらにオープンにしていきたいっていうようなお話をしました。

私は基本的に、従事者の確保は各事業体さんの責任でやっていただきたいと思えます。ただ、どういんですか、御協力っていうか、一緒になってやらないといけないような、やるんだよねっていうときには、町のホームページにもいろいろな情報を掲載していきたいと思えますけれども、まずは事業体さんのほうでしっかり努力をしていただきたいと思えます。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） それは、町長、そもそもの原則論ですよ。こういう、今担い手で困ってるときは、行政のそういう信用力がどれだけ大事かっていうところをもう少し認識をした上で、業者任せにならないような仕組みをつくってください。

次に行きますよ。今の2番目の主な回答の中で、バイオマスのエネルギーは3と4の再生エネルギーの項目で若干触れますので、義務教育学校の木材使用についてお尋ねしたいと思うんですが、私は、8月28日の日本海新聞に、鳥取市の某社屋が、4階建てで木材で使用してたんです、しかもCLT構造で造るという記事を見まして、それはもう本当に3階建ての校舎なら可能だなというので、こういう使いませんかということを行いました。それで、文部省のホームページを見ると、もうこれから建てる時には木材だよというて奨励してるんですよ。それで、加算もありますよというようなことなので、そういうことを踏まえると、検討委員会で説明や相談もいいですけども、町長の、これはリーダーシップで木造でやりますということを決断されて、10月に予定されてる住民説明にはちゃんとそのことを言われんと私はいけん、スケジュール的にですよ、間に合いませんよ。仮に木材を使おうとすると、どの山からどういうものを、全部が全部日野町産にはなりませんけどね、そういうものをする、伐採をどうするんだとか、乾燥はどうするんだとか、製材はどうするんだとか、そういうものを考えると、とって1年はすぐたってしまうんですよ。だから、本当に木材を使おうと思ったら今ぎりぎりですよ、決断するのが。町長、いかがですか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 公共建築物の木造化とか木質化についての促進、これは公共建築物の木造化の促進に関する法律というのがございまして、私も昔、その法律に基づいて、県下の公共建築物の木造化とか木質化をお願いした立場でございます。そういった中で、義務教育学校ということでございますけれども、先ほどの御答弁の中でも申しましたように、躯体構造の木造化っていうようなことも比較設計をした上で、やはりいろんな要素、ただがむしゃらに何が何でも木造化っていうような、そのときもそういう各市町、事業者さんに木造化、木質化をお願いしますというときにも、いろいろなやっぱり要件を加味して、あ、そうだよっていうことでお願いした部分がございますので、やっぱりそういうことをしないとイケないと思っております。どういふものが出るのか、それを踏まえて考えてまいりたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 町長、日野町産を使うには今決断しないと使えんじゃないかという部分は、答弁必要だと思う。

○町長（埴田 淳一君） 日野町産、CLTということになりますと、一番は接着技術っていうよ

うなことは大丈夫だと……。

○議長（小谷 博徳君） CLTのみならず……（「どっかで使うんでしょ、CLTは」と呼ぶ者あり）壁材とか、いろんなそこを含んだ質問だと思うんですけどね。3階建ての構造のやつは、CLTを使うという部分と、それからその校舎に本町産の材料を使っていたかという部分、2つの質問があったと思うんですけども。

○町長（埜田 淳一君） 材料の手当てっていうか、製品の手当ての見込みっていうものは、当然早めに立てるのが得策であると思いますけれども、どういうんですかね、議員がおっしゃいますように、木材製品の確保も昔に比べたらもう少し機敏にっていうか迅速にできるようになっていると私は思ってます。よくイメージとして、木造建築物、木造の戸建てを建てるときには半年ぐらいかかるとか1年かかるっていうのが昭和50年代とか昭和の末のイメージだったんですけども、もうそういうことはなくなりました。技術革新もできておりますので、それがどのくらいかかるかっていうのは私、今知識を持っておりませんが、ただ、留意事項だと思います。（「早く決断をするという意味で言いよる」と呼ぶ者あり）

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） もう時間がないのに、またね、そういうような嫌らしい答弁をされると、本当に前職で、本当に林業専門でやっていた、私は推奨しとったけど、自分がこの立場になったらいろいろ考えますなんて、そんな無責任な発言はありませんよ。それで、これ、私は設計士さんにも聞きましたよ。とても間に合いませんよ、今から決断しないとということですよ、確保に。今町長がおっしゃるのは、技術革新で多少のものはなるにしたって、とても間に合わない、だから、早く決断をされるべきだ、その忠告はしときたいと思います。

次に、3番目に移りますね。このエネルギービジョンなるものが二十二、三年前につくってありました。これは、競って各自自治体がつくったわけじゃないんですよ。鳥取県でも日野町しかつくってないんですから、その当時。それで、それを今推奨するという、継続するということがありますので、あの当時は何が日野町に適するかというものでありましたが、いわゆる太陽光、熱、小水力、バイオマス、そういうものが日野町ではいいでしょういうて、風力だけは外いてありましたね。それをやるに当たって、これが報告書です。このページ108に、具体的な取組は活動計画を策定をしますというふうになっておるんですが、継続するんであればきちんとこの活動計画を策定してほしいと思うんですが、そのスケジュール感ってありますか。

○議長（小谷 博徳君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） この日野町が策定したエネルギービジョン、日野町だけじゃないかって

ということなんですけれども、私は日南町のこの新エネルギービジョン、いわゆる事業可能性評価っていうか、こういうものにやっぱり関わらせてもらいました。風力発電であるとか、小水力発電であるとか、特に日南は、木質バイオマスを利用した電気とか熱、上手に使って中心市街地を云々ってというのがございましたので、かなり市町村つくっておられるっていうふうに私は認識しております。そして、本問のほうでも申しましたけど、これ、平成9年度策定、そういった中で、やはりデータが古くなるとか、それから、平成9年からこのことに、再生エネルギーの利用における技術革新、そういったものも随分進んでおりますので、一回この今現在の、平成9年度に策定されたビジョンについてももう一度検証して、その上で再生エネルギー、新エネルギーっていうんですか、そういうのをどういうふうにして町のほうに取り入れていこうかと、それを検討したいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 確かに今おっしゃったように技術革新がしておりますので、見直しは必ず必要です。ぜひともそういう見直しをしてほしいと思うんですが、その見直しに当たって、農山漁村再生可能エネルギー法というのがまたできてるんですよ。これに沿って、どうせそういう実施計画みたいなもんつくんなる、これに沿ってつくってほしいと思うんです。

これは何のためにできたかといいますと、先ほど、下榎地内に太陽光発電所ができました。これは、地主さんにとっても大変私はいいと思うんです。今までは米1俵で貸しとったところが、かなりの金額の地代が入るっていう部分とすれば、大変地主さんからしてみたら、いい制度。そうすると、どんどんどんどん、仮に、今下榎にあるので、下榎のあの日当たりのいい一等地がこの太陽光発電所になってしまう可能性もある、それがいいとか悪いとかっていうのは、いろんな考え方があって、やっぱりせめぎ合いだと思うんです。基幹産業が農業だって言うときに、全部発電所になっていいのかっていう、そういう意味も踏まえて、この農山漁村再生可能エネルギーっていうのができておる。

これは農業委員会も重大な責任を負ってくるんですが、そのせめぎ合いも含めて、町長はこの地域がどう、農業を守って、今時代の再生可能エネルギーを推進するかという、ここの選択肢を求められるんですよ。町長はどういうふうな考え方を持っておられますか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） エネルギーの地産地消、これも大切ですし、今議員さんのお話を聞いてますと、農水省が発表した食料自給率、カロリーベースで37%、これも地域でちゃんと自給自足できる、国でっていうか、そういうようなものがございます。要は、折り合い、兼ね合い、い

ろんな要素を踏まえて、地域割っていか、どういうんですかね、土地であれば土地の有効活用、そういったことを考えていかないといけないと思いますので、一概に今ここでどうのこうのというのはちょっと申し上げられないなと思います。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） これは政策の重要なことですからね、こういう質問があったら、そこに飛んでいくかなぐらい、ぴぴんときてね、勉強しといてほしいと思うんです。

それで、次に、時間もないので、4番目に行きます。具体的に申し上げましたが、それぞれ今までに聞いとるので、ここでリバーサイドが何か特化して考えておるような可能性があるやなことがあるので、具体的にリバーサイドはどういう可能性があるのか、それをお聞きしたいと思うんです。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） リバーサイドに特化してっていうことではなくて、義務教育学校であったり、いろんな公共施設についての考え方っていか、方向っていうようなことを申し上げる中で、義務教育学校、リバーサイドっていうようなことを申し上げましたので、そういうふうにご承知いただきたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 違うでしょう。これを読むと、小学校は構造計算をしますよっていうことだったけど、リバーサイドについても再生可能エネルギー導入についてその可能性を探っております。どういう探りをされてるか、具体的にあれば、担当課でもいいです、教えてください。

○議長（小谷 博徳君） 角井産業振興課長。

○産業振興課長（角井 学君） リバーサイドに関するお尋ねでございます。まだこれは担当課レベルで今検討していることございまして、町長のほうにも相談しておりません。ということをご承知の上、ちょっと答弁をさせていただきます。

実は今、リバーサイドひのに関しましては、電力を、キュービクル式の高圧受電設備を用いて電力供給しているわけでございますが、それが、キュービクルの更新時期が過ぎているということで、今現在は特に異常は見られないんですが、やはり今後の対応について、ちょっと考えとかなきゃいけないなと思っております。このような中で、単に新しいキュービクルを入れると、交換するということは単純に考えればできることなんですけれども、そうではなくて、こういった御時世でもありますので、再生可能エネルギーという観点から導入を検討したらどうかというこ

とで、担当課の中でソーラーパネルによる太陽光発電というものの導入について、導入コストでありますとかランニングコストあたりのところを今試算しているところであります。そこら辺の結果が、試算結果が出た段階で、現在の電流コストの関連と比較したり、先ほど中原議員さんが申し上げられた国の制度改正の状況等を見据えながら、また、先ほど町長も答弁しました町のビジョンとの整合性っていうのも取りながら、導入について検討していきたいという形でございます。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員。

○議員（7番 安達 幸博君） 時代の流れの太陽光を使ったシステムを導入したいということで分かりましたので、事例に従って、しっかりと計画に沿って推進してください。

以上で終わります。

○議長（小谷 博徳君） 7番、安達幸博議員の一般質問が終わりました。

○議長（小谷 博徳君） 以上で午前の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。午後は1時15分開会したいと思います。休憩。

午前11時29分休憩

午後 1時15分再開

○議長（小谷 博徳君） 開会をいたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

9番、竹永明文議員の一般質問を許します。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） それでは、一般質問を始めたいと思います。

地球温暖化の影響による異常気象ということで、世界的に豪雨災害、そしてコロナ感染ということで、二重禍の中で生活を、移動制限、生活制限を行って、人類への警告とも言える状態であります。その中で、本町におきましては、災害に強い町ということで、長年の懸案でありました雨水対策等も行って、今年については非常に災害がなかったという内容であります。また、コロナ感染については、町長はじめ、町民の感染対策により、今のところコロナの感染が出てないという状況であります。その中で、本町における重要課題、また緊急課題であります2点について一般質問をしたいと思います。

1点目は、教育行政についてであります。教育長はいまだ不在であり、令和5年4月、義務教

育学校開校に向け、課題と危機感についてお聞きしたいと思います。

1点目、教育長の人選の現状、見通しについてお聞きしたいと思います。2点目、黒坂小学校跡地活用と黒坂地域の振興の考え方についてお聞きしたいと思います。

2点目、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない中、感染力の強いデルタ株が子供たちにも広がる現状を踏まえ、お聞きしたいと思います。

1点目、本町のワクチン接種の現状と効果についてお聞きしたいと思います。2点目、児童生徒、教職員に対する感染対策の現状についてお聞きしたいと思います。3点目、役場職員の分散勤務、在宅勤務、町外出張の原則禁止など、感染予防に努めているが、その効果と問題点についてお聞きしたいと思います。4番目、日野町版のガイドライン設定の考えはあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 9番、竹永議員の御質問にお答えいたします。

まずは、教育長の人選についてのお答えでございます。

本町の教育行政のトップである教育長がいまだ不在であることにつきましては、関係するあらゆる機関、方々に対し、誠に御迷惑をおかけしておりますこと、まずもって深くおわび申し上げます。

去る5月に臨時議会を開催していただき、6月4日で任期満了となる生田進教育長に引き続き3年間教育長の要職を果たしていただきたく、選任の同意を議会に求めました。これは、令和5年度開校を目指す義務教育学校のかじ取り役や保小中一貫教育を引き続き推進する重要な責務を切れ目なく着々と着実に推進していただいている最中、私は迷いなく、最も適任者と考えた上で議会の同意を求め、議案を提出いたしました。思い起こしますと、3年前の提案のときは、私の提案理由や考え方、思い、期待することなどについて、複数の議員から御質問、質疑を頂戴いたしましたが、このたびは、提案理由もさきに述べたとおりであり、質疑もなく進み、無記名投票の結果、議長を除く9人中6人の議員の方から同意には賛成できない、本件は同意できないとの決定となりました。

選任の不同意は私にとって青天のへきれきであり、直面した結果の重さに心が折れそうございました。不同意の理由として、一部地方紙には、私の十分な説明がなかったなど、いろいろな声が掲載されておりましたが、そうした私の不手際、不徳に起因して、教育行政トップの人事案件が否決され、本件当事者の心中を思うと後悔は日に日に深くなり、本当に申し訳ない気持ちは

今も深く心を痛めております。

しかしながら、議員のおっしゃいますように、令和5年4月の義務教育学校の開校に向け、数々の課題に対処しながら進めていかなければ、危機感だけが先行してしまい、あらゆる関係者をはじめ、皆様に御心配ばかりおかけすることは十分承知しております。一刻も早く体制を立て直し、教育行政を取り巻く環境整備等をはじめとする課題に対応し、遅滞することなく前へ進める必要がございます。教育長の人選につきましては、複数の方に相談し意見を伺い、見通しとしては、開会中のこの9月定例会最終日まで提案できるよう現在調整を進めているところでございます。

次に、黒坂小学校跡地活用と黒坂地区の振興の考え方についてのお尋ねでございます。

まず、黒坂小学校の跡地利用についてでございますが、現在、日野町立学校跡地利用検討委員会にて検討いただいている途上でございます。その中で、あくまで御意見とか御提案があったこととお話しさせていただきたいと思っております。黒坂小学校の跡地につきましては、黒坂地区から地域の拠点機能も有していた学校がなくなることを念頭に置いて、利活用の検討を進めております。平時においては、過疎、高齢化が進む地域にあって、地域のよりどころとなる機能を有した施設となることが望ましいということで、常駐の集落支援員を配置した地域振興協議会の事務局であったり、公園化し、世代間交流や子供の居場所となる機能を持たせたりしてはどうかというような意見が出されているところでございます。また、同施設は町の指定避難所となっておりますので、その機能は継続する必要があるとございます。ふだんからみんなが集い、災害時は避難所などとして頼りになるものになるよう、そういった検討を進めております。そのほかに、スポーツができる場所、食事ができる場所やサテライトオフィスとして企業などを誘致してはどうかというような意見が出ているところでございます。

次に、黒坂地区振興についてでございます。黒坂地区では、連合区などにより自主防災や納涼祭り、鏡山城址を知ろう会など、様々な取組が実施されているところでございます。しかしながら、近年の過疎化や高齢化の影響を受け、徐々に地域の活力が失われつつあるのではないかと認識しております。現在、黒坂地区では、地域の活力を高めようと、地域の方々が主体となっておしゃべりカフェや黒坂フェスタの会による大歳の市やお店がいっぱい事業など、地域を盛り上げる取組をされておられます。今年度は城下町黒坂にぎわい創出事業を活用して、お盆に鏡山城址のライトアップイベントや毎週土曜日の黒坂軽トラ朝市を開催され、秋には、奥日野ガイド倶楽部の黒坂まち中寺社巡り、まち歩きツアーも計画されているところでございます。今後は、人口減少が進み、活力が失われつつある地域におけるコミュニティー活動等を支援する集落支援員の配置など、黒坂小学校跡地を活動拠点とした小さな拠点事業の展開を考えているところでござ

います。そしてさらに、地域住民の方々が生き生きと活力のある暮らしができるよう、新たな取組をつくり出していきたいと考えております。

次に、本町のワクチン接種の現状と効果についてのお尋ねでございます。

まず、ワクチン接種の現状についてでございますが、5月8日から日野病院を会場に集団接種を開始し、8月31日現在、接種対象者2,804名のうち、1回目が2,502名、接種率89.2%、2回目が2,390名、接種率85.2%の方が接種を終了されました。集団接種は、補足日として日程に追加した9月17日を最後に終了する予定としております。

次に、ワクチンの効果についてでございます。日野町の集団接種で接種しているワクチンは、ファイザー社製のものです。本ワクチンの接種で十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日程度たって以降とされております。発症予防と重症化予防にはかなりの効果が見込めますが、感染を完全に予防できるわけではございません。引き続き、マスク着用などの感染防止対策を行う必要がございます。

次に、児童生徒、教職員に対する感染対策についてのお尋ねでございます。各学校等における新型コロナウイルス感染症対策は、基本的には、鳥取県教育委員会が作成する鳥取県市町村、学校組合立もでございます、そういった学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン、鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン、さらには、大会への参加及び大会実施におけるガイドラインなどによって行っております。具体的には、発熱等かぜ症状がある場合には登校、出勤しないこと、登校前及び登校時の検温、小まめな手洗いの徹底、清掃、消毒の徹底、密閉・密集・密接の回避、マスクの着用、これについては不織布を奨励しております。児童生徒及び御家族の方がPCR検査を受けられた場合の連絡などを、周知徹底しているところでございます。

次に、分散勤務、在宅勤務、町外出張の原則禁止など、感染予防の効果と問題点についてのお尋ねでございます。

役場庁舎の職員につきましては、現在、一つの課において、全ての職員が一堂に勤務することなく執務室を分散して勤務しております。これは、職員の密状態での勤務を避け、感染リスクを軽減すること、また万一職員に感染者が発生した場合、一つの課の中で全ての職員が濃厚接触者となり、機能不全となることを避けることを目的としております。さらに、本庁舎以外の全ての職員についても、体調不良や感染者の接触者としてコロナウイルスへの感染が疑われる場合に、在宅勤務することを可能としております。町外への出張につきましては、出張地の感染状況に応じ、原則これを禁ずるといった対策を講じております。

その効果と問題点についてでございますが、職員が帰宅し家族と接触することも含め、移動する以上、100%の感染回避はあり得ません。しかしながら、職員が役場にウイルスを持ち込む可能性を減らし、仮に1人の感染者が発生した場合でも、庁舎内での拡散は相当程度に抑制できると考えております。まず恐るべきは、庁舎内でのクラスターの発生でございます。クラスターでなければ、一時的には閉庁せざるを得ないものの、業務を復旧できるまでの時間は随分短縮できるものでございます。問題点は、コロナ前には業務を行うに当たり、そして、当たり前にできていたことができなくなっているということでございます。職員が分散して勤務することにより、職員間の意思疎通に時間を要さざるを得ない。書類の回覧、起案、決裁にも時間がかかる。会議室の不足などが上げられるところでございます。

最後に、日野町版ガイドライン策定の考えはあるかとお尋ねでございます。

職員の服務に関するガイドラインはございますが、恐らくお尋ねの趣旨は、住民の皆様が行動される際のガイドライン、会合やイベントを実施される際のガイドラインはどういうことかということだと思います。住民の皆様への町独自のガイドラインは策定しておりません。一方、鳥取県では、生活衛生営業における事業継続のための鳥取県版コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドラインを作成し、業種ごと、イベントの種類ごと、施設の形態ごとに指針を示しておられます。本町といたしましては、町独自のガイドラインは作成せず、鳥取県のガイドラインに準拠した行動、判断を住民の皆様をお願いしたいと考えております。このことは県、町で異なった判断基準を示し、皆様の混乱を招くことを避けるためでもございます。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） それでは、1点目の教育行政について再度質問したいと思います。

1点目の教育長人選の現状と見通しについてということで質問しました。本町は、一般質問につきましては通告制ということで、事前に質問の内容を通告をして一般質問を実施しております。ただいまの教育行政、教育長の人選の現状、見通しについての町長の答弁は、この大半が、なぜ教育長が再任されなかったのかというような内容、また、議会に責任があるとも取れるような答弁が主にされております。なぜこういう通告にないものを、そういう答弁をなされたのか、真意について再度お聞きします。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 私は、議員さんの一般通告書の趣旨にのっとり、教育長の人選の現状、見通しについての的確に答えたものでございます。ただ、やはり答える前に、こういう状態、5月に議案を出し、それから今に至るまでなかなかすぐには人選に向かえなかった、その辺の気持ち

を私なりに整理しないといけなかったという、それがこういうことになってるっていうことで、私の不徳の致すところっていうか、判断が十分できない、そういう苦しい時期が、心の葛藤っていうんですか、そういうようなことがあったっていうことをぜひお伝えしたいと思いましたが、質問には答えていると思います。

○議長（小谷 博徳君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 再度お聞きしますけど、私が今言ったのは、私は5月の臨時議会を踏まえて、いまだに教育長が人選されないということで、現状と見通しについてお伺いしたわけです。この過程というのを5月の臨時議会でテレビ放映もされてます。町民の皆さん知ってます。町長の思いはここに言うようなことじゃないんです。例えば、町長ここで言っとられる当事者の心中を、またこういう問題を町長のほうが答弁されてぶり返すというようなことが、本当に当事者について、これプラスになると思うんですか、町長。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 具体的にお名前を上げるっていうことでございましたので、御本人さんにもちゃんとお話をさせていただいてるところでございます。改めまして申し上げますけれども、今こういう状況でございますだけでは、恐らく感じられるのは、何で今までずるずるしてるんだっていうような、そういう再質問があると思いますので、やはり私の気持ちのうちをしっかりとお伝えして、現状はこうで今後の見通しはこうですっていうふうの説明しないといけないと思っておりますので、以上です。

○議長（小谷 博徳君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 私はそういう意味で今町長に再度質問したわけではありません。人事案件というのは、地方自治法によって、町長が提案して、議会の同意を得ると、それで任命するという、地方自治法に出ています。それから教育長に関しては、地方教育行政組織及び運営に関する法律の中で、町長が提案して、議会が同意をして、それで任命するというのをうたっているわけです。この5月の臨時議会というのはそれに沿って議会を開かれて、そういう結果が出たわけです。それは謙虚に受け止めて、町長の思いをこういう場で皆さんに言うようなことじゃないんですよ。町長の思いというのは自分の胸にして、当事者に対して、そういう思いがあるんだったら当事者に言う、それはちゃんと伝えることであって、あたかも議会に責任があるとも取れるよう答弁をされてるんですよ、町長。それについての、改めて聞きますが、なぜこういう答弁をされたんですか。改めてっていうか、真意を聞かせてください。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埜田 淳一君） 私は御答弁の中で、長い時間がかかって関係の皆様方に本当に御心配をおかけしたっていうお話と、あと、私の、どういうんですか、提案が通らなかったことについて、私の不徳の致すところでございますっていうふうに御答弁させていただいておりまして、決して議会が云々かんぬんというようなことは申しているつもりはございません。議会のほうは結果を出されたっていうことでございます。

○議長（小谷 博徳君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 先ほども言いましたように、地方自治法、地方教育行政組織及び運営に関する法律に沿って、5月の臨時議会でこういう議案が出されて、そういう同意をできないという結果が出た。それはやっぱり謙虚に受け止めて、その結果を受け止めて、前に進むことをやらなければいけないわけですよ。それを残念だったとか、青天のへきれきでしたとかってというような表現をされて、議会に責任があるように取られるような答弁をされることがおかしいんですよ。本来から言ったら、ここに答弁書で、一刻も早く体制を立ち上げ直してっていう答弁で十分なんです。町長の思いをこういうところで、結果が出てるのにもかかわらず、それを遡ってまたそういうことを言うっていうのは、私は非常に疑問に思います。

私は今回の一般質問で、そういう論議をするためにこういう質問を出したわけじゃないんですよ。教育行政の本当に重要性、平成27年に全国のいじめ問題が発端で、教育行政の見直しが出ています。その中に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正ということで、それを迅速に解決するために教育長、教育委員長の2つを1つに一本化して、それだけ教育長に権限が重くのしかかっているんですよ。その中で、今までの法律でいいますと、教育行政と当町部局って全く別なものであって、町長、首長というのは予算しかつけられなかった。そのことによって、この法律では、町長が具申ができる法律ということができたんです。そのために、教育長の不在というのは、非常に町の教育行政に対して一応マイナスなんですよ。だから、今回3か月かかったということは、その間、非常に教育行政がストップしてる。教育委員さんが、本来から言えば、議会のほうに教育長の任命を早急にやっていただきたいというようなお願いに来ること自体がおかしいんですよ。任命権は町長、あなたにあるんですよ、あなたに、任命権は。議会にはないんです。議会は同意権だけです。それを私は論議したかったんです。

この3か月、時間がかかるということは、今、日野町における義務教育学校の問題もあります。2月には教員の人事もあります。この教員の人事というのは、来年度、令和5年に向かって、義務教育学校をスムーズに開校するためには必要なものですよ、この令和4年というのはそれに対して準備をしないといけない。そういう大事なときに教育長が3か月も、2か月も空白って、そ

ういうことが一番の問題なんですよ。

今回この最後のほうに、本定例議会において教育長の人事案件を提出したいということ、前向きにこれはありました。私が一番お聞きするのは、その3か月空白期間を置いたのはなぜ置いたんですか。それについて質問します。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） やはりその空白期間っておっしゃいましたけど、そこに来るんですよ。そうするとね、やはり私の5月の議会に提案して、議会の結論が出て、それをどう受け止めたか、私の本当に大変申し訳ない、不徳の致すところだっていう、その辺の真情を吐露しないとけない、だと思っんですよ。今の質問はそうだと思いますので。その部分を本問のほうで申し述べたってことでございますので、これは御了解いただきたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） この件で時間をあまり取りたくないし、この町長の教育長の人選についての議会の流れ、5月臨時議会の流れについて論議をする気は全くなかったんですけど、町長がそういう答弁をされたから今してます。例えばさっき言ったように、教育長の権限とか、役目っていうのは大きいものがあるわけです。私が一番疑問に思ってるのは、町長は3年前に町長になりました。こういうまちづくりをやりたいということで、副町長を当然その時期にある程度頭に入れて、こういう人を副町長に置いて町行政を執行するという考えなのに、普通は持ってるんです。それが1年、半年も、議会の再三の質問に対しても1年、半年空白だったわけです。今回も、5月にそういう結論が出たんだったら、早急に、町長はそれを謙虚に受け止めて、前向きにやっぱり努力しないと駄目なんじゃないですか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） そういう人選を前向きに、謙虚に一生懸命やるべきではないかなっていう御意見、そのとおりであると思います。

○議長（小谷 博徳君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） では、この問題については最後の質問にしたいと思います。私はこういう問題が、こういうところで論議すること自体、ほんに遺憾に思ってます。私も本来ならしたくありません。ただ、町長はその中で青天のへきれきというような言葉を使って、議会が同意しなかったからこういう事態が起きたというように受け止められる答弁をされてるんですよ。これは誰が聞いてもそういうふうを受け止めますよ。やはり町長は、答弁するんだったらそれなりのことを考えて、当事者の人にも迷惑かける、こういう論議をすると。町民にも誤解を招くよ

うな答弁なんですよ。それについてどう思われますか。

○議長（小谷 博徳君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 先ほど本問のほうで引用しましたけども、一部ローカル紙において、私の説明不足であるとか、それ以外のことでもございましたよね。ただ、青天のへきれきって、まさにそう思ったんです。3年間の実績がある、そして、将来に向かって義務教育学校とか保・小・中、一生懸命やってる、議員さん皆さん御存じの方であったんで、選任同意を求めたら同意いただけるっていうふうに私は思い込んでたんです。だから、私は驚天動地したっていうか、ああ、ええっていうふうに、そう感じるの当たり前じゃないかなと私は思いますけれどもね。それをちょっと、どういうんですか、青天のへきれきであるっていう言葉に置き換えたりなんかしたんですけど、そういう気持ちを持ったっていうことは事実でございますので、事実については述べさせていただきたいと思います。ただ、そういうことに至ったっていうのは私の不徳の致すところだっていうことは、これも承知しております。以上です。

○議長（小谷 博徳君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） この件で時間を取ってもいけませんので終わりたいと思いますが、最後に言いますが、やっぱり町長、結果が出た以上は、議会でそういう判断が出た以上は、それを謙虚に受け止めて前向きな姿勢でやらないと、これからいろんな議案が出てくると思いますが、そういう考えでこれからはやっていただけますか。

○議長（小谷 博徳君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 常にそういう考え方でやっていきたいと思えます。

○議長（小谷 博徳君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） それでは、時間もこれで閉会してもいけませんので、次に入りたいと思います。黒坂小学校の跡地活用と黒坂地区の振興の考え方についてお聞きしました。現状についての主な説明だったように思います。そこで、町としても黒坂の皆さんにいろんな意見聞かれるのが当然だと思います。それを早急に、それは町がまとめて、町民の、地域の人にそれは出されるべきだと思います。

その中で、例えば黒坂小学校の跡地だけじゃなくて、跡地の活用じゃなくて、黒坂の振興を第一に考えて、黒坂の町はこういう町にしたいんだと、こういうことにしたい、その中でこの跡地についてはこういう活用をするというようなことで進めていかないと、跡地だけのことでやると、私はやっぱり黒坂の振興につながらないと思えますが、それについてどう思われますか。

○議長（小谷 博徳君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 議員さんおっしゃられるように、ここのスポットだけで全体の振興を考えるっていうのはなかなか部分部分になってしまうんで、そうじゃなくて、やっぱり環境も少しずつ変わってきてますし、どういうんでしょうか、未来の姿をバックキャストするような形で、現状の変化、そういったものも織り込みながら、跡地の活用であったり、また、跡地の活用とは別に黒坂全体の振興のことも考えるような、そういう会合も持っておりますので、その辺で黒坂の振興、どういうんですか、図っていく、そういう御提案、御意見、そういうのをまとめていきたいと思っております。

○議長（小谷 博徳君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） そういう前向きな姿勢で、やっぱり黒坂全体を考えて取り組んでいただきたいと思えますし、これは、ここにもその他にスポーツのできる場所とかいろんなことを要望で書かれています。かつては黒坂は、日野産業高校を拠点にして、日野郡のスポーツの拠点のようなどこであったんですよ。例えば、総合グラウンドいって、陸上のグラウンドは西部にもその当時は黒坂と高専しかなくて、いろんな大会が黒坂でした。公民館も地域スポーツの拠点として、教育委員会がそこに詰められて、本当は日野郡の大会は黒坂に集まってやってたというような状態の町だったです。人がやっぱりいろんなことを仕掛けて集まらないと、地域の発展はならないですよ。人が集まれば、当然そういうお店もできるでしょうし、ここに住んでみたいということもあると思えます。今、日野郡の中では、鳥取県で総合グラウンド、簡単に言えば陸上競技場ですね、そういうのがないのは日野郡だけです。だから、総合体育大会の日野郡の陸上競技は、悪天候により4年間やってません。それで、今回、2年間コロナ対策、やっている。今の小学生はそういうスポーツ大会に6年間出てない。やはり私は一つの案として、これは日野郡の体育協会の皆さんが町長方にそういうことを進言するというとこまで行ってましたけど、今はコロナで中止になっていますけど、日野産高のああいいうグラウンドなりを生かして、そういう多目的な運動公園、正式な陸上競技場じゃなくてもいいんですよ。そういうことを中心でやっぱり黒坂を発展させようとかいう、一つの私は、個人的な考えですけど、そういうことも踏まえて、やっぱり早急に、あと1年しかないですよ、令和5年には黒坂義務教育学校ができます。4年については、根雨小学校の校舎が使えないときに、黒坂小学校とか日野中学校を活用するというところで、1年間はおそこは活用するわけです。その間に、黒坂の振興策も含めて、そういうことを町がやっぱりリーダーとなって進めていってほしいと思えますが、それについてどうお考えですか。

○議長（小谷 博徳君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） まさに議員さんがおっしゃられたことを進めようとしています。スケジュ

ール感、それから、議員さんの御意見もありました。私的に言えば、どういうんですか、過去のノスタルジック的になっていうか、郷愁あふれる、そういった場面の復活もあるのかなと思いますし、いやいや、若い世代ですと、もっともっと違う場面、新しい未来を描いてのさっき言ったバックキャスト、未来から現状に帰ってくる。いろんな思いを、どういうんですか、吸い上げるっていったらまた上から目線って言われるんですけど、知恵を住民の方からいただいて整理していきたいと思っています。

○議長（小谷 博徳君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） それでは、次に、コロナ感染症対策について質問したいと思います。これについては、同僚議員がこの後質問されますので、私はちょっとまとめて、絞って質問したいと思います。

ワクチン接種にしても、これは日野町は全国にもう自慢できるぐらいな接種率で、非常に取組は素晴らしいと思います。ただ、その中で、私、議会の選挙なんかもそうですけど、住民が異動したときに空白期間ができるっていうこと、よくあるんですよ。例えば、3月の中頃に転入届、転出届出したら、それはやっぱりそういう規定があって、空白時間で、どこにも選挙権がないということがあります。コロナワクチンについても、そういう人が多分おられたと思います。それについてはどのように把握されて、実際どういう対策っていうかをされたのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 選挙関係をとっていうことで、ちょっとうろろろするんですけど、御質問の趣旨は、例えば、そうですね、どれがいいかな、東京の足立区を3月30日に転出して、転入届が日野町にまだ出ていない、まだ出てないってのはいけんな、3月30じゃなくって、今ですと8月の中旬ぐらい、お盆明けに転出を向こうでされたけど、転入届が今現在出てない、そういうようなことなんでしょうか。反対に、日野町に転出届を出したんだけど、受入れの、例えば米子市さんにまだ転入届がないってというような、そういう御質問、そのときのワクチン接種の在り方っていうことなんでしょうか。ちょっとよく理解ができませんでした。

それと、具体のお話ですので、担当課長のほうから説明させたいと思います。質問をちょっともう一度繰り返していただけるとありがたいです。

○議長（小谷 博徳君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） それでは、時間がないですけど、じゃあ、具体的に言います。日野町に3月中に住民票移して、コロナの接種の予約票が届いています。ただ、そういう人がおられ

て、役場のほうに問い合わせたら、役場の担当課はそういうことはありませんということだったんですけど、現実には、3月1日時点の住民票を基にして予約券のあれを出したという。3月の中頃に転入してきた人には盆過ぎまで届いてないんです、予約券の申込みが。それは担当課の方は知っとられると思います。そういう人が何人かおられます。日野町は職場の関係で、3月中に住民票移される方が結構おられるわけですよ。そういう人に対してどのような配慮をしたのかということをお聞きします。

○議長（小谷 博徳君） 担当課長でいいですか、町長。

○議員（9番 竹永 明文君） 町長分からないから、担当課長。

○議長（小谷 博徳君） 住田健康福祉課長。

○健康福祉課長（住田 秀樹君） お答えいたします。もちろんそういったケース、議員さんおっしゃられるケース、多々あったかと思えます。一番最初の接種券発送につきましては、恐らくそういう方が漏れてたケースもあろうかと思えますが、その後、問い合わせいただいたり、こちらのほうで転入者の集約をしたりして、後ほど接種券のほうにつきましては送らせていただいて、そういった方も接種自体は受けられているはずだというふうに私としては認識をしております。以上です。

○議長（小谷 博徳君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） そういう落ちのあったところには配慮をされたということですので、それは、早急に配慮されたということは評価したいと思います。予約券があれば、日野町で接種しなくても、全国のどこでもできるわけですよ、かかり医、都会のほうでもどこでも。そういう配慮をされたということなので、本当に素晴らしい取組をなされてるなと思えます。

時間がありませんので、最後に、日野町版のガイドライン設定の考え方ということについてお聞きしたいと思います。町長も会合やイベント実施等のガイドラインについてということではないでしょうかということのこれは答弁であります。私もそういう考えで質問しました。

例えば、本年度の予算においても、協力隊受け入れるときには県外から受け入れて、それについて、PCR検査は町が費用を負担しましょうと。それで、都会にいる学生さんには帰ってこないでくださいと、その代わり日野町の物産を生活支援のため送りますというような予算が出る。これは両方大事なことです。これは、当然そういう地域、こういう時期であってもそういう人、来ていただいて、地域の発展に寄与していただくということは大変なことですけど、やはりそれは、町民が理解できるのは、一貫したやっぱり考え方をやってやらないと、例えば、今、今年の盆前に町長は全国のガイドライン、あれに従って、なるべく皆さんに帰ってこないでください

という放送をされました。日野町みたいに高齢者が多いところは、孫とか子供が年に何回か帰ってくるのを楽しみにして頑張ってるんですよ。それは、こういう事態だからそういうこともあり得ますけど、ただ、いつまでもそういうことでは私は駄目だと思います。日野町は皆さんの協力で、感染者がいません。じゃあ、一番大切なのは、ウイルスを持ち込まない、持ち込ませないということですね。

○議長（小谷 博徳君） 時間が来ましたので、端的に質問してください。

○議員（9番 竹永 明文君） そういうことを踏まえて、日野町のガイドライン、それから、行事に対しては、日野町の家族だけは参加してもいいですよとかいう、そういうガイドラインを作してほしいということですけど、それについて最後にお答えください。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 基本的には私は、このウイルス関係、特措法の中で国の指導の役割、それから県の指導の役割、それから基礎自治体での役割、そういったものがあると存じております。そういった中で、緊急事態宣言であるとか、蔓延等防止重点地域の指定であるとか、それから県のほうで特措法第24条第9項の協力要請、そういったものがあると思います。これは全て法律に従ってそういうことがされておりますので、これは遵守していかないといけないと思っています。

そういった中で、ずっとその状態が続かないように、本当に町民の皆様、県民の皆様、国民の皆様、我慢を強いられてるんですけども、早く、どういうんですか、いろんなことでそれが解除できたらいいなっていうふうに感じております。

ちょっと感想ですけども、以上です。

○議長（小谷 博徳君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） もう少し言いたいんですけど、時間来ましたので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。（「議長、議場がちょっと暑いわ。エアコンかけよう」と呼ぶ者あり）

○議長（小谷 博徳君） ほんなら、ちょっと休憩しますか。

じゃあ、休憩に入ります。開会は2時10分。休憩します。

午後2時04分休憩

午後2時10分再開

○議長（小谷 博徳君） 開会します。

続いて、2番、梅林敏彦議員の一般質問を許します。

2番、梅林敏彦議員。

○議員（2番 梅林 敏彦君） 本日、私は鳥獣被害防止対策について質問いたします。

私が所属する2つの常任委員会では、鳥獣被害防止のために日夜奮闘して下さっている日野町猟友会の皆さんに取材し、また意見交換会を実施してきました。その活動を通じ、猟友会と町が抱えている極めて重要な課題、特に猟友会の負担軽減と危機防止策について重要な課題を把握することができました。これらの課題について、町長はどう認識され、そして、その解決策をどう準備されているのかについて質問いたします。

1つ、第1の課題は、捕獲したイノシシや鹿を解体した後の骨、皮、内蔵などの処理の問題です。日野町においては、猟友会のメンバー個人が山の中や原野の地面を掘って埋めるという作業を担っておられます。ところが、これが捕獲数の増加とメンバーの高齢化もあって、大変過重な労働となっています。全国あるいは県内の多くの自治体では、骨や皮についてはごみ焼却場に持ち込んで焼却してもらうという方法を取っています。これだと猟師さんの作業は一気に楽になります。日野町の猟師さんだけでなく、くぬぎの森を共同運営しておられる江府町の猟師の皆さんもそれを強く望んでおられます。我が町ではなぜこの処理方法が取られていないのか、その理由とこれまでの経緯を伺います。

2つ目、第2の課題は、捕獲が禁止されているツキノワグマが誤ってイノシシやわなのくくりわなにかかった場合の猟師さんの危険防止策です。麻酔を打って逃がすのか、場合によっては危険回避のために捕殺するのか、これらを判断するのは県の担当者ですが、日野町は県庁から遠く、また、土曜日曜には担当者とすぐに連絡がつかないことがあります。実際にそういう事態に陥ったことがあります。その間、猟師さんは暴れる熊を現場で見守り続けるしかなく、わながちぎれそうになっている場合など、非常に危険です。判断の権限を町が持てば迅速に作業が進み、危険も回避されます。この問題について、町はこれまでどのように対応されてきたのか、そして、これからどのように対処されようとしているのか伺います。

3つ目、第3の課題は、仕掛けたわなの見回りや、獣をおびき寄せるための餌の補給など、猟師さんでなくてもできる作業を農家や地域住民の方にやってもらう捕獲サポート隊の結成です。これは、農水省の鳥獣被害防止総合対策交付金の中に今年度から新しく追加された支援策で、例えば日野町全体で隊員40名を集めれば、上限100万円の補助が活動費として出ます。この制度を活用するお考えはありませんか。

4つ目、第4の課題は、捕獲した獣のジビエとしての活用です。日野町で年間500頭も捕獲されているイノシシや鹿を販売用の肉として活用する方策を町長はお考えになったことがありますでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 2番、梅林議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、1問目、捕獲したイノシシや鹿の解体した後の処理について、ごみ焼却場で焼却処分できないか、その理由とこれまでの経緯についてのお尋ねでございます。捕獲個体の処分につきましては、焼却場での焼却処理を求められているということは随分承知しておりますけれども、具体のクリーンセンターくぬぎの森建設当初において、動物等の死骸は受け入れないことで地元と合意形成が図られていることから、本町の猟友会の皆様には埋設処理をお願いしているところでございます。しかしながら、猟友会からの再度の御要望もあり、さらに増え続ける捕獲個体を埋設処理される猟師さんの負担軽減等の面からも、何らかの対策を講ずるべきものと考えております。日野郡鳥獣被害対策協議会と、そして日野郡の捕獲個体処理の在り方について検討を行っているところでございます。

次に、ツキノワグマの錯誤捕獲に係る有害捕獲許可の権限移譲について、これまでの町の対応とこれからの対処についてのお尋ねでございます。ツキノワグマの有害捕獲許可の権限は鳥取県知事さんが有しております。近年では希望する市町村に捕獲許可権限が移譲されており、県西部地区では隣の町が権限移譲を受けているところでございます。本町では近年、錯誤捕獲が発生し、非常に危険な状態であると判断されたことから、有害捕獲許可による殺処分とした例がございます。捕獲許可までに時間がかかり、殺処分に協力いただいた猟友会の方には、長い時間、現場で待機していただいた経緯がございました。錯誤捕獲の場合、鳥取県第一種特定鳥獣ツキノワグマでございますけれども、保護計画に沿って学習放獣を行っておりますが、人身被害等の危険性が高いと認められる場合は、有害鳥獣捕獲許可により殺処分できるものとなっております。初動捕獲対応については専門知識が必要であり、行動範囲から広域的な観点で適切な捕獲管理を行う必要があるため、権限行使の在り方については豊富な経験、専門の知識のある県が行うことが最適であると認識しております。また、町で熊が捕獲されたときは、西部総合事務所等の技術的な指導、助言をいただき、捕獲許可に基づいて殺処分、放獣を行っていますが、申請から許可までの時間がかかり、スピーディーに事務処理が行われるよう、例えば現地確認は動画による状況把握などで行えるよう、対応基準の見直し等を県に要望してまいりたいと思います。

次に、捕獲サポート隊についてです。捕獲のサポート体制を強化するため今年度から追加された事業でございますが、まさに地域ぐるみで捕獲の取組を国が支援するものであり、40名以上の隊員確保が必要となるなど、幾つかの要件を満たす必要がございます。町内で40名以上もサポート隊確保の見込みが立てば、日野郡鳥獣被害対策協議会とも相談しながら、予算確保について検討してみたいと考えております。

最後に、捕獲獣のジビエ活用についてでございます。日野郡内の捕獲個体の解体処理施設は、郡内には江府町に1か所、日南町に2か所あり、日野町にはございません。このため、町内に整備することについて検討いたしましたが、解体処理施設建設コストや運営主体の確保の面でも難しいと判断され、単独設置ではなく、近隣町の施設を有効活用する方向で考えているところでございます。昨年度は、江府町の解体処理施設、奥大山地美恵に御協力いただき、捕獲したイノシシを奥大山地美恵で解体し、解体した肉は金持テラスひので販売や、リバーサイドひのでのぼたん鍋を提供するなど、取組を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 2番、梅林敏彦議員。

○議員（2番 梅林 敏彦君） もう少し具体的な突っ込んだ話を聞きたかったのですけれども、できれば今後の質問について、もう少し具体的に回答いただきたいと思います。

最初に、非常に高齢化による猟友会の皆さんの負担軽減ということについて話しましたけれども、少し説明しておきますと、日野町猟友会のメンバーさん、多いときには50人から60人ほどおられたそうです。現在は37人。しかし、その中には活動していない人も多いそうです。例えば、黒坂地区では3年前には21人だった会員が現在は12人まで減ってしまっていて、そのうち実質的に動いているのは僅か8人だそうですね。これは黒坂だけでなく、菅福地区も担当しておられます。本当に引っぱりだこの状態で、時にはもう要望があれば、かかったよという連絡があれば、仕事をちょっとそっちのけにしても出かけていかなきゃいけないというような状況になっております。そうした意味でも、できるだけメンバーの皆さんの作業負担を軽減するような措置を考えていかなきゃいけないというふうに思います。

焼却の問題について、地元との合意形成によって動物の焼却はしないというふうになっているそうです。けれども、これはもう28年前、平成9年にくぬぎの森が完成されたときの取り交わしだろうと思います。地元の人に聞きましたところ、その当時は、例えば猫や犬の死骸なんか持ち込んでもらっちゃかわいそうだと、そういうものは持ち込まないでくれということが念頭にあって決まったことだと聞いております。つまり、その時期というのは、イノシシというものはほとんど出沒していなくて、もちろん幾つかは出たんでしょうが、とても珍しいことだったようで

す。これは猟友会さんの話です。その後になって、数年後たっただんだん増えてきて、その後、一気に現在のよう状況になってきているわけです。

といいますと、今のような状況、もちろん猟友会の皆さんは日野町全体の山林とか農地を守る、農産物を守る仕事をされている、町民の皆さんに働いておられるわけですから、もちろん地元の方の意見というのは最大限尊重しなければならないわけですが、もう一度現在の状況を説明した上で、地元の方の理解を求めるような機会を持っていただけたらどうかというのが私の提言であります。つい先日、地元の現在の自治会長さんともお話を持ちました。そのとき、こうこうなんだけど、もし役場のほうからそういうコンタクトがあれば話を聞いてもらえるだろうかというふうに聞きましたところ、話を聞くことは構わないということでした。もちろん、内容はよく分かりますので、もちろん全体のお話になるわけですから。そういうことを今後して下さるように私は要望したいのですが、町長、どうでしょうか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 今、議員さんのお話を聞いてて、いろんなことをちょっと思い出しました。私、昭和54年から5年間、米子で勤務しておりまして、そのときに鳥獣法を持っておりました。そのときは会員数が西部は1,200名とか、日野郡も何百名の猟友会員さんがおられて、そういった中で、イノシシは、県内ではほとんどいないんで、島根の西部のほうに行くとか東部のほうに行くってというようなお話が今ちょっと頭の中に浮かんできたんです。

御質問にお答えいたします。議員さんおっしゃられるように、随分前にそういう、どういうんですか、地元との合意、私も冷静に考えました。その当時の合意から、どういうんですか、実態として何が駄目ってというようなことだと、臭いとか、あと、灰が飛散するんじゃないとか、そういうような御懸念があったんじゃないかなっていうふうに思いまして、そういったことは今の施設ほとんどないですし、あと、それを証明する環境基準の評価っていうものも毎年か2年に1回やっているわけですから、そういったことを踏まえて、この施設は三町衛生組合の管理してるものでございますので、三町衛生の正副管理者会の際に、実はこういう問題ってどうか、こういうことが懸案になってる、ぜひ三町衛生のほうで地元のほうに今までの取決めのような合意について、再度こういう要望があるので対応できるようにちょっと話し合いをしていただけないだろうかというようにお話をさせていただいて、その段取りに私はなってると思います。というのは、地元との懇談会ってというのが毎年されるっていうことですので、ぜひそこで話題、話題っていか課題に、協議課題とか意見交換の課題に取り上げていただきたい、そういうようなことをさせていただいているところでございます。

○議長（小谷 博徳君） 2番、梅林敏彦議員。

○議員（2番 梅林 敏彦君） ぜひそうしてもらいたいです。公聴会は年に2回行われているようです。これは江府町の猟友会の方からお聞きしたことなんですけれども、去年の公聴会っていうんでしょうか、公聴会じゃないな、申し訳ありません、3町の衛生施設組合の席に出席したときに、自分のほうから、できればくぬぎの森を使わせてもらえないだろうか、それについては地元の人に了解をもらわなきゃいけないので、そういう話合いを町のほうで持ってもらえないか、手数料とか、あるいはもし地元への迷惑料も含めて考えることはできるのだがという提案をしたということなんですけれども、その後、何の連絡も報告もないということでした。これはやっぱり今まで本当にもう何年も前からの課題だったはずなので、それを全く手をつけないでここまで来てしまったということは、本当にちょっと行政として問題があるというふうに思います。今、町長はそういうふうに会合を持つと、話をしてみるということでしたので、ぜひとも今年のうち、できれば早いうちに、シーズンが始まりますのでね、やっていただきたい。もう一度お伺いします。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 私も記憶にまたよみがえったんですけど、確かに江府の猟友会長さんですか、おいでになって、そういう話をされたんで、事務局もおりましたので、ぜひ地元話をしてもらえんかっていうようなお話をした中で、先ほど本問のほうで御答弁しましたような、こういうような合意があるのかというようにことだったんですけども、それから時間が経過してしまって、私はその間に事務局のほうで恒例の年1回か2回の懇談会で話題に上げて、していただいているものと思ったんです。ついこの間っていうか、前回の正副管理者会の際に、やはりこういう話題を出したら、まだやってないということでしたので、ぜひこれやってください、繰り返しますが、あの施設は三町衛生管理組合の施設でございますので、そこでどういうことをするかっていうのは三町衛生のほうで統括されますので、そちらの事務局のほうでまず地元と話をさせていただきたいというふうに申し入れたところであります。これにはほかの2町の正管理者、副管理者さんも異論はなかったと思います。

○議長（小谷 博徳君） 2番、梅林敏彦議員。

○議員（2番 梅林 敏彦君） 分かりました。よろしくお願ひします。ぜひともお話し合いを持っていただきたいと思ひます。

しかし、尊重すべきはやっぱり地元の方たちの御意見だと思ひますので、そこは第一に考えなければいけません。そういうことが可能でない場合もあるわけですし、先ほどの答弁の中で、何

らかの方法を考えるというふうに、何らかの対策を講ずるべきものと考えていると、今それについて検討を行っているところですよという回答がございました。つまり、くぬぎの森を使えなかった場合、これからも使えない場合の方策について、具体的にどのようなことがあり得るのかということについて、どこまで考えておられるのか、内容を紹介してほしいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 本問のほうでも申しましたけど、何らかの対策がやっぱり必要だと考えてるんで、日野郡の鳥獣被害対策協議会と捕獲個体処理の在り方について検討を行ってますよということで、具体のもの、ちょっと私がまだ聞いておりませんが、もし具体のものがあるようでしたら、具体のまだこうだっというのがどうもないようですので、お答えは検討中だっということでございます。

○議長（小谷 博徳君） 2番、梅林敏彦議員。

○議員（2番 梅林 敏彦君） 何らかの対策を講ずるべきものと既に考えておられるわけです。個体処理の在り方について検討を行っているところですよというふうに回答されたんで、既に少なくともそのとば口ぐらいには立っておられると思うので、それをちょっと紹介してもらいたいと思って質問したわけですが、ほかの町を見ますと、例えば江府町の、これは全体ではないんですけども、ペール缶というものがあるそうです、大きなものがね。その中に解体済みのものを入れて、境港まで運んで、焼却場で処理してもらおうということです。そのペール缶というのは、何頭分かを詰めておいて、ある程度の期間がたっても問題はないというようなこともあるようです。それから、もう一つは、これは新たに、日野町単独では無理かもしれませんが、3町連合で新しい処理施設を建設するという方法も考えられます。これは焼却施設だけでなくって、例えば微生物による分解によるそういう施設も今新しくできているそうです。実際に岡山県のどっかではもう既に稼働しているそうです。業者さんの言い分によると、最後は水と空気になるんだからって、そんなふうには便利にはならないと思いますけれども、最後の処理は必要だと思いますが、そういう幾つかの処理施設が可能性としては考えられますので、本当はそこまでいろいろと考えておられるのかなと思って質問したんですが、本当に全く考えておられないんでしょうか、もう一度聞きます。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 今、微生物分解であるとか、あと、ペール缶で、どういうんですか、運ぶっていうのは、今、三町衛生のほうも国道とか県道で死体になったタヌキとかそういうのはペール缶に入れて、弓浜半島のほうに持っていったら、そういうのは承知しておりますけれども、

ただ、まだ、どういうんですか、鳥獣被害対策協議会っていうのは、野生鳥獣の被害を防ぐのと併せて、その被害を防ぐ中で個体分の管理っていう、要は個体数を一定の割合に、レベルにしときましょうということで、捕獲した個体の処理をどうするかっていう、そういう知見をいろいろ持ってると思いますし、先ほど議員さん言われた、そういう事例もよく知ってると思いますので、やはりそういうところとよく相談をしてみて、検討してまいりたいと思います。そういう段階でございます。

○議長（小谷 博徳君） 2番、梅林敏彦議員。

○議員（2番 梅林 敏彦君） 10年後には西部地区全体の焼却施設ができるわけで、恐らくそこには鳥獣に関しても解決できるようになってくるだろうとは思いますが、冒頭にも言いましたように、猟友会の皆さん、本当にもう高齢化しています。どんどんどんどん人数が減っています。だから、10年後までは待てないので、本当に早急に検討に移して、計画を実施していただきたいと思います。

それから、続きまして、誤ってわなにかかったツキノワグマの対処についての課題ですけれども、先ほど紹介しましたように、これは2年前に朝刈で発生した件なんですけれども、わながちぎれそうになった熊を日没まで、土曜日だったもので、なかなか県と連絡が取れなくて、ほとんどもう暗くなって見えなくなりそうなきにようやく間に合って、最後は県の判断によって捕殺したということがありました。とっても危険な作業です。

お答えになったように、できるだけ専門知識のある、技術のある方に判断してもらうのがいいということなので、これはこれでもうそのとおりかもしれないというふうには思いますが、一つ、私、ちょっといろいろ話を聞いた上で、あっ、これはちょっと問題だなと思ったのが、現在、これは日野郡の鳥獣保護の協議会の方からのお話なんですけれども、錯誤、誤ってツキノワグマがかかった場合は、かかったことを発見した場合は、猟友会の皆さんが発見してくださるわけです。それを役場に連絡をして、役場の担当者が来るまで、そして、もう1人監視員さん、これは協議会の方が担当されているのですけれども、その方たちが来るまでは猟友会の方がその場で監視すると。そういう隊員さんが来られたら、そこでもうお役御免であるということで、これだったら猟師さんに危険は及ばないなというふうに思うのですが、これは協議会さんの説明です。協議会さんではそういうルールでやっておられるそうなんです、しかし、現場の猟友会では、やっぱり銃を持って駆けつけて、最後までおられるということが今までだったようです。それはなぜかといいますと、いつ熊が引きちぎったり暴れたり引き抜いたりして危ないことになるかもしれないからということで銃を持っておられるということなんです。その猟師さんの認識が違うようなの

で、これは一つの同じ共通認識でもってしないと混乱が起きますので、どうかその辺も間に行政さんが立っていただいて、共通認識まとまるようにしていただく、これはちょっと早急にできることなので、認識を同じにさせていただくように努力していただきたいんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 議員さんがおっしゃられた、そういうそごがあったらいけないというのは確かにそうだと思います。そういうことがないように、錯誤捕獲のときのルールブックっていうものが県のほうで策定されておりますので、もう一度それは確認しないといけない、両方で確認してもらおうように申し伝えたいと思います。

ただ、今、例で挙げられたのは恐らく一つの、要は捕殺のほうの考え方かなって。要は県のほうは放獣っていうようなことも随分視野に置いてますので、放獣にあっては、例えば麻醉班であるとか周辺の安全を確保する安全管理班、こちらのほうにバトンタッチをするような記載がされてるんで、その辺も確認しながら、現場でそごがあったらいけませんので、よくよく共通認識になるように、もし共通認識になってなければ、どうしてそういうふうになってないのか、その部分をただして、しっかり認識を一緒にしていきたいと、いけるように、どういうんですか、工夫してくださいっていうふうにお伝えしたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 2番、梅林敏彦議員。

○議員（2番 梅林 敏彦君） その件については、じゃあよろしくお願いします。

それと、もう一つなんですけれども、回答の中に、スピーディーに処理が行われるように、現地確認は動画による状況把握なども行えるように要望すると。これまでは電話とかトランシーバーなんですかね、そういうことでやっておられたと思う。動画を使うっていうことは、より具体的に分かると思うので、よいアイデアかなと思います。

ただ、それと同じく、県のほうに要望していただきたいのは、土日休日に連絡が本当に迅速取れるように、担当者がちゃんといつでもつかまえられるように、そういう体制を整えていただきたいというふうに要望していただくようお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） こういった案件、まさに危機管理だと思います。危機管理は、起こらないだろうっていう最大の、どういうんですか、負担をどうやって回避するかっていうことですので、やはり土日だったからとか、夕刻が迫ってて、銃刀法であったり鳥獣法での発砲ができない時間帯に差しかかる、そういったとき、そういったことも想定して、しっかりとした連絡体制で

あたり指導、それから許可書の発行体制、そういったものをもう一度、これも県にお願いするんですけども、確認、要望してまいりたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 2番、梅林敏彦議員。

○議員（2番 梅林 敏彦君） じゃあ、3つ目の質問について伺います。いわゆる捕獲サポート隊ということの設立が可能かどうかということを質問しました。町内で40名以上のサポート隊が確保できれば検討してみたいという回答がありました。40名以上集まれば、上限が100万円でしたかね、80名以上だったら250万円だったかと思います。活動費として出るわけですが、これはもちろん隊員を募集する主体というのは当然猟友会さんになるだろうと思います。ただし、そういうPRとか告知とかということがなかなか難しいと思いますので、やはり隊員の募集については積極的に行政のほうでもPRしていただきたいですし、それから、もちろんごく普通の人たちも隊員になってくださる希望者があると思いますけれども、ある程度の研修会みたいな、事前にね、当然見回りのコツとか餌のやり方とかというのは覚えていただかなければいけないので、そういうこともサポートしていただきたい。それと、やはりこれは単純に見回りだけではなくて、そのグループをつくることによって一つの地域交流にもなると思います。地域を元気にする一つの方策にもなると思いますので、ぜひともサポートしていただきたい。それについて町長のお考えを聞きます。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） サポート隊の必要性ということについては、本問のほうでお答えさせていただきました。そもそも捕獲サポート隊、何で要るかっていうようなことを突き詰めて考えれば、別にハンターの方が狩猟期間中に狩猟鳥獣を捕獲するためのサポート隊ではなくって、まさに農地であつたり農地以外、地域に対する鳥獣害の被害の軽減のために活躍されるっていうことです。やはり地域、農家であつたり地域を挙げてそういうサポート隊、積極的に参加していただくということが必要なと思います。そういう面では鳥獣被害の拡大防止、そういったことを進める上で市町村の役割も重要な役割を持っていますので、こういう事業っていうか制度あります、こういうことで鳥獣被害対策を進めましょう。それは、町単独だけではない、鳥獣被害対策協議会、そういったところとも一緒になって地域に出かけて行って、こういうサポーターを募る、そういったことをしていけないといけないと思います。以上です。

○議長（小谷 博徳君） 2番、梅林敏彦議員。

○議員（2番 梅林 敏彦君） ぜひお願いします。

最後、時間がありませんので、一つ質問して終わりたいと思うんですけども、ジビエの活用

について、奥大山地美恵に協力してやっていきたいという構想があるようです。今年度、その奥大山地美恵さんで解体された肉を金持テラスひの、あるいはリバーサイドで提供されたということですが、その売行きと、それからその反省に基づく今後の展開について伺いたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ちょっと具体的話も含んでおりますので、担当課長のほうから御答弁いたします。

○議長（小谷 博徳君） 角井産業振興課長。

○産業振興課長（角井 学君） お答えいたします。昨年度、奥大山地美恵様に解体いただいた肉をテラスで販売したということですが、その売行きにつきましては、正直あまり売れておりません。それは恐らく300グラムで1,200円、300円で販売いたしました。非常に値段も高いということもございますし、なかなかジビエのPRも十分でなかった、まだ浸透していないという部分もあって、なかなか売れなかったのかなというふうに思っております。また、リバーサイドひのでのぼたん鍋につきましては、非常に好評であったということで、評判よかったというふうに、私も食べさせていただきましたが、非常においしく食べさせていただきました。

今後の展開につきましては、引き続き今年度も取組を続けてまいりたいというふうに思っております。そして、ジビエ肉の販売、生肉の販売だけではなくて、将来的にはそれを加工につなげていくというようなことも取組の中で考えながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小谷 博徳君） 2番、梅林敏彦議員。

○議員（2番 梅林 敏彦君） ぜひともその方向で進めていただきたいと思います。これは、先ほどのくぬぎの森でお互い協力するという事を含め、あるいはジビエについても協力を両町でやっていくということで関係を強めていって、両方ともいい方向に、ジビエについても処理についてもいい方向に向かうようになっていったらいいと思いますので、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小谷 博徳君） 2番、梅林敏彦議員の一般質問が終わりました。

○議長（小谷 博徳君） 最後に、8番、佐々木求議員の一般質問を許します。

8番、佐々木求議員。

○議員（8番 佐々木 求君） いよいよ最後になりましたが、ひとつ最後までよろしくお願いを

します。

私は、大きくコロナ対策と水害対策の問題で質問したいと思います。

御存じのように、13歳以上の子供たちはワクチンも……（「マスクせんと」と呼ぶ者あり）入らん。

○議長（小谷 博徳君） 佐々木求議員、口から飛沫が飛んでいますので、マスクを持ち上げてください。

○議員（8番 佐々木 求君） 13歳以上の子供たちはワクチンの注射もありますが、12歳未満の子供たちは接種もできませんし、今、国中で、そして鳥取県内でも発生をして、幼稚園で発生しとる例も出とるようです。県内の私はそういう状況から子供たちを守るためには、12歳未満の子供の感染、何としても防がないけんわけですが、子供の感染状況が分かれば、まず教えていただきたい。

それから、日野町の保育所、小・中学校に関わる保護者や教職員等はワクチンの接種が済んでいるでしょうか。これは、町外者の方を含めて確認をする必要があると思いますので、お願いをいたします。

3番目に、保護者が自宅療養の、仮にしておられる家庭、家庭内感染が当然危惧されるわけですが、今問題になっているのは、まさにこの家庭内感染が危惧されているわけでありますが、どのように発生した場合には対応していくお考えか。さらに、不安を持たれる方へのPCR検査に、こうした金の高いものですから、簡易な検査の必要と思われる方には支援をできないか、補助制度ができないかということです。

それから、4番目には、異常が感じられたらすぐに子供たちもPCR検査が必要となってくると思いますが、簡易な検査キットが現在いろいろ出とるようですので、この点は、日野病院は病院では使わないということになっとるんですが、どのようにお考えか、活用できないものかということですか。

5番目に、体調不良の子供が出た際には学校や家庭、病院との連携が非常に重要になってくるわけですが、どのようにこれを周知徹底していくか、いち早く支えていかないといけないと思いますが、この点についてお尋ねをします。

それから、水害対策についてであります。実はこれ、4月の末に国会でも全会一致で6法案ぐらいが一度に成立しました。これは、下流域の協議会をつくってもよろしいということがございます。それで、日野町の場合には、ダムが放流される際の下流域への連絡方法はどのような流れになっているか。以前、前の町長のときに、災害が起きたときに、日野町と江府町には連絡を取

るけど、それ以外は連絡を取らなくてもいいという流れになっとなったように思うんですが、お尋ねをしたいと思います。

そして、ダムの、これは洪水調節機能の向上を図るための協議を行うこの協議会制度が改めて、実はどうも既にあるようですが、創設してもよいという場合、どこまで日野川水系の場合行われているのかお尋ねをいたします。以上。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 8番、佐々木議員さんの御質問にお答えいたします。

初めに、県内12歳以下の子供さん方の感染状況についてのお尋ねでございます。県が公表されております新規陽性者の年代別割合の推移を見ますと、10歳未満の子供さんの割合が急増しており、7月13日から7月26日までの間は全体の5.5%であったものが、8月10日から8月23日までの期間では全体の11.4%と倍増しております。10歳未満につきましては、家庭内以外の児童間の感染が複数確認されてる状況もございます。

次に、日野町の保育所、小・中学校に関わる保護者や教職員等の接種状況についてのお尋ねでございます。町内に住所がある方はもちろん、町外に住所がある教職員等も町の集団接種で予約してもらい、希望者全員の接種が終了しております。

次に、保護者が自宅療養の場合の家庭内感染の防止についての考えでございます。高齢者、妊婦、呼吸器系疾患などの基礎疾患がある方や、血液中の酸素飽和度が96%未満の方などは重症化リスクがあり、原則早期入院となります。無症状者及び軽症者は、鳥取県が設置するメディカルチェックセンターで診察、血液検査、エックス線検査などにより病状を評価し、宿泊療養や在宅療養により、在宅療養者には血中酸素飽和度を計測するパルスオキシメーターを全戸配布し、医師の電話診療や処方がございます。あわせて、訪問看護師や保健所、保健師による24時間健康サポート体制も構築されております。家庭内感染を予防するには、従来からの感染対策を徹底するしかございません。他の家族と部屋を分ける、家庭内においてもマスクを着用する、小まめな換気の徹底、共用部分の消毒、顔や体に触れるタオルは個別で使用するなど、徹底した感染対策をお願いしたいと思っております。

続いて、不安を持たれる方のPCR検査に補助制度を導入するときではないかとお尋ねでございます。県外からの帰省や体調不良などで不安を感じられる方は、早めにかかりつけ医に相談されるか、鳥取県の設置する各種相談センター及び日野町役場健康福祉課に御相談いただきたいと思っております。有症者や濃厚接触者が速やかにPCR検査ができるよう、常に体制を整えておくことが重要です。したがって、希望者全員へのPCR検査の補助制度については考えておりません

が、成人式の際に県外から帰省される皆様などには、別途該当事業の中で対応してまいりたいと思っております。

次に、異常が感じられたとき、簡易な検査キットは活用できないかとお尋ねでございます。まず、抗原定性検査につきましては体内のウイルス量で精度が変化します。したがって、PCR検査と比較し、精度は低いと言えます。異常が感じられた場合には、かかりつけ医を受診され、医師の判断によるPCR検査実施が最も効果的であると思っております。自宅で簡易に検査できる抗原定性検査で陰性だった場合、医療機関受診が遅くなったり、安心して感染対策を怠ってしまうケースも考えられますので、簡易な検査キットの導入は考えておりません。

次に、体調不良のお子さんが出た際の学校、家庭、病院との連携についてのお尋ねでございます。学校においては、風邪症状等がある場合は出席扱いの自宅休養とすることとし、かかりつけ医を受診するようにお願いしております。学校にいるときに体調が悪くなった場合は、直ちに保護者と連絡を取り、速やかに帰宅させ、かかりつけ医を受診するようにお願いしてるところでございます。

次に、水害対策について、ダムが放流される際の下流域への連絡方法はどのようなのかとお尋ねでございます。大雨が予想される場合、菅沢ダム管理事務所よりダムへの流入量と、それに伴う放水量の調整操作について、町をはじめとする関係機関に随時、情報提供が行われています。ダムが放流を行う場合、ダム放流通知がファクシミリで送られてくるほか、直接電話連絡、これは防災担当のほうでございますけども、行われます。さらに、特に緊急放流、異常洪水時の防災操作、流入量を放水量としてダムの貯水量を増加させない、そういう放流でございます。緊急放流を行う場合は、日野川河川事務所長から私、町長の元へ直接ホットラインにて異常洪水操作前予告連絡が行われる仕組みとなっております。法律に基づく、このダム放流通知は、本町のほか日野振興センターや黒坂警察署に対しても通知され、法律には基づきませんが、本町以外の下流域自治体、米子県土整備局及びJRへも情報提供されます。

最後に、ダムの洪水調節機能の向上を図るために、日野川水系に関する協議会でどのような協議がなされているのかとお尋ねでございます。日野川水系に関しましては、流域治水関連法が成立する以前から、日野川圏域県管理河川の減災対策協議会があり、関係首長も委員として参画しております。ダムの洪水調節機能の向上を図るための協議としては、令和元年12月に政府が打ち出しました既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針にのっとり、河川管理者、ダム管理者、関係利水者が一同で事前放流等の方法を記した治水協定を締結することなどを話題いたしました。鳥取県内では、令和2年5月29日付で一級水系のダムにおける治水協定を締結し、

事前放流による洪水調節機能の強化に寄与しております。これにより、菅沢ダムにおいても従前の洪水調節容量以上に空き容量を確保することができるようになりました。以上でございます。

○議長（小谷 博徳君） 8番、佐々木求議員。

○議員（8番 佐々木 求君） まず、コロナ対策であります。町内にはないですが、非常に危惧される事態になってきていると私も認識しておりますが、出てないことはありがたいことなんです。やはり感染者が仮に出た場合に、どうしても子供さんと家族が見てやらないけんということもあるので、いち早く体制を整えて始動する必要があると思います。これは、特に保育所などは非常に深刻な問題になると思いますので、お願いしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、おとついでしたか、境港の幼稚園に発生したということもニュースでやっておりました。こういうことが起きると休園にならざるを得んということのようですが、お願いをしたいと思いますが、特にこれは事前に保護者の方たちにこういう流れで伝えますよということの確認はしてあるでしょうか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 御質問は、12歳以下の保育所であったり、小学校であったりの保護者に対する……。

○議員（8番 佐々木 求君） 発生したときに。

○町長（埴田 淳一君） 周知はされてるかっていうことですね。具体ですので、教育課長のほうから答えさせます。

○議長（小谷 博徳君） 砂流教育課長。

○教育課長（砂流 誠吾君） 学校関係で感染者が1人でも判明した場合でございますけども、ひとまず臨時休業という形にして積極的なPCR検査を実施をし、保健所と相談をして、安全が図られるまでは再開をしないというふうな形でしておりますので、それにつきましては保護者のほうにも連絡をしていくというところであります。

○議長（小谷 博徳君） 8番、佐々木求議員。

○議員（8番 佐々木 求君） 私は次の課題のPCR検査についてお伺いをしますが、ドクターの診断があれば、すぐに受けることができると思いますが、結構先般にも質問しましたように、いわゆる介護の施設で働く方たちとか、不安を持っておられる方がおられると思うので、こういう方はやっぱり相談に乗っていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小谷 博徳君） 佐々木求議員、今は。

○議員（8番 佐々木 求君） 3番目。

○議長（小谷 博徳君） 3番に行くだな。

○議員（8番 佐々木 求君） うん。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 医師に相談して、これは疑わしいっていうことでPCR検査を受けなさいっていうことになると、これは行政検査になるっていうことだと思いますし、今こっちはどうなってるのっていうのは、要は福祉法人のほうでどういうふうなことがされてるか、PCR検査についてっていう具体のお話ですので、担当課長のほうから答えさせます。

○議長（小谷 博徳君） 住田健康福祉課長。

○健康福祉課長（住田 秀樹君） お答えいたします。介護事業所の職員、入所者についての御質問だったと思います。6月補正で抗原検査キットの導入につきまして補助金をつけさせていただきました。例えば入所者の方で熱が出たりですとか、職員に熱が出たりですとか、入所者の方ですと状態によっては定期的に熱が出られる方もいらっしゃいますので、そこら辺りはまず抗原キットでしっかり、しっかりというか、一旦状況を見させていただいて、その状況が続くようでしたら、そこで陰性か陽性かっていう区別はできますけれども、陰性であっても、その状況次第で受診されてPCRっていう流れを今構築していただいているところです。以上です。

○議長（小谷 博徳君） この答弁書に基づいてやっていただきたいと思います。

佐々木求議員。

○議員（8番 佐々木 求君） 順番にやっとります。それで、3番の一番下に書いてあります、不安を持たれた方への検査をいち早くやっていくことが大事じゃないかということを書いておりますが、私は職域にかかわらず、やっぱり家族がおられるわけですから、もし陽性になった場合には非常に危惧される内容だと思いますし、そこに子供さんがおられればますます深刻なわけですから、できるだけこの制度を広げて今やっていく、対応していく必要があるんじゃないかと思うわけです。したがって、こういう簡易な検査キットの活用も、ある意味正確さに欠く部分はありますけれども、やっぱり関係者には、不安を感じる人にはいち早くするべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 議員さん、不安を持たれる方っていう、その不安を持たれる方の原因は何かっていうことで、本問のほうでは例えば県外に行ってきて帰ったとか、感染者が発生した地域とか、クラスターのところはうちはずぐ行政チェックできるんですけども、やはり何か自分が

不安を感じる、そういうようなところに移動して、また帰ってきた、そういう御不安だったら、私はやはりまずはかかりつけ医であったり県が設置する各種の相談センター、そちらに御相談をされて、必要であればPCR検査とかそういうのを受けられるべきで、不安の種類っていうか、何か周りでそういうニュースが、周りっていうか、東京で物すごく人数が増えた、不安だっということでPCR検査を受けるような制度っていうのは、これは今、本当、PCR検査で保健所の職員さんとか医療関係の方とか分析会社の方々、非常に、どういうんですか、極端に言えば徹夜でもされる、県でも1日千何百件PCR検査してるんですよ。やはりその辺は、どういうんですか、しっかりした濃厚接触とかクラスター発生の際にちゃんとしたPCR検査ができるように、そこは不安の種類によってやっぱりすみ分けるっていうか、対応していかないといけないと思います。以上です。

○議長（小谷 博徳君） 8番、佐々木求議員。

○議員（8番 佐々木 求君） 次に、水害対策のほうに入りたいと思います。実は私、昨日、おとついでですか、帰ったらちょうど県の文書が配ってありまして、これなんです。これは、地域で取り組む流域治水ということで、共助と協働で命を守るという、県が出された文書ですが、見開きであります。私は、実はこの内容を聞きたかったんですが、一応県としてはこういう体制でやりたいと、そのために住民の皆さんの協力をお願いしますという形で、たまたまおとついでですか、来ましてね、読んでみて、私は、このことが非常に大事だと思うんです。今回の水害の状態を見ると、線状降水帯の僅かにずれたところに我々は接しとって、極端な大雨には遭いませんでしたけれども、私、夜中に実際に用事があって、車を駆けらかしたら、国道を、そしたら、ダムが放水している状態のときでしたから、もうそんなに水位は余裕がなかった。これは、本当に線状降水帯に入れば、一気に私は上に来るだろうという思いがして、見ました。

大事なことは、私はこの流域で何が話し合われているかちゅうことを聞いたのは、そういう部分、日野町でいえば本郷の辺りとか、危険なところがないかということを確認する必要があると思うんです、早めに。例えば護岸の工事にしても、ばんそうこうを貼るみたいに直しとるともたくさんあるんですけど、もともとブロックの護岸は、もう半世紀以上たった、年数が相当たったものが、場所がほとんどなわけですし、ちょっと油断したら出る可能性があると思っております。たまたま前町長のときにダムが放水して、2メートル近く増水して、それがゆえに国道の護岸が崩れたということがありましたけれども、あのときも相当やっぱり危険な状態になっておりました。したがって、車も流されたところ、本郷で流されたりしたわけですが、今のうちにやっぱりそういうところをそれぞれの協議会の中で相談しながら、協力してもらいな

ら、国にちゃんとやってもらわんといけんのじゃないですか。その辺は実際に話し合われたり、手を打たれたりしておられますか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 流域治水の関係でございます。いろんなことを申せば、流域治水の考え方について、国交省の関係、日野川河川事務所であったり、菅沢ダム管理事務所であったり、県の河川課であったり、ここでいうと日野県土局関係者の方が来られて、この流域治水の考え方である、そういったものをいろいろ、結構足しげくレクチャーしていただいて、みんなでこの流域治水をしていきましょうねっていうようなお話をしていただいておりますし、さらに、その流域治水をやる上で、上流部、中流部、下流部、どういう対策とかどういふことが必要なかっていうことも上・中・下流の、どういふんですか、意見交換っていうんですか、そういうこともしてありますし、また、協議会のほうでもそういう話題が出るようになっております。流域のあらゆる既存施設を活用して治水をやっていこうということでございます。

また、この流域治水との兼ね合いもあると思いますけれども、県のほうでも、砂防ダムの堆砂土砂を撤去して、またポケットをつくるっていうようなことも、ポケットを再現する、そういうようなことも県のほうでもされるようでございます。河川河道掘削もありますし、川の中に生えてる木の撤去、さらには調整池の確保っていうんですか、調整池の確保、そういったことで、流域全体を挙げて治水をやっていきましょう。そのくらい、議員おっしゃいました近年の異常気象っていうのがすごいので、いろんな備えをやっていましょうという共通認識はいろんなところでできていると思います。以上です。

○議長（小谷 博徳君） 8番、佐々木求議員。

○議員（8番 佐々木 求君） 以前、大雨が降ったときに、米子の土手も1か所壊れかけて大騒ぎになったことがあります、やっぱりこういうことは早めに対応していく必要があるし……。

○議長（小谷 博徳君） マイクに近づいてしゃべってください。

○議員（8番 佐々木 求君） 時間をかけて相談をして要請していかないと、一気に当然できない。そのこともここに指摘してありますけれども、同時に一遍にできない分だけ、限界があるにせよ、どこを急がないけんのかいうのはやられんと。私は、例えば本郷辺りは、車の流れとるところなんかは、また冠水します、あれだと。私、夜中に見てびっくりしたですけども、結局ダムの放水というのは流入量に対してそれ以上のものを出すいう考え方じゃありませんが、前回、護岸が壊れたときには2メートルぐらいは持ち上がりますよという連絡があつとるんです。ということは、もうごっつい上がるのですが、あの下になりゃ。私はそういうことになると大変だと思っ

とるんですが、今でも、そうすると、今のうちにやっぱりいろんなことを、単に貯水するだけの機能だけじゃなくて、やっておかないと間に合わなくなるという思いがしとるんです。これは単に日野町だけの問題でなくて、まさに流域だと思っんです。しかし、一方で、今私が記憶しとる限りでは、ダムを放水する報告義務は江府町までしかないということを知っています、それでいいですか。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 先ほど本問のほうでも申し述べましたけど、もう一度申します。法律に基づくこのダム放流通知は、日野町のほか、日野振興センターや黒坂警察署に対しても通知されます。法律には基づきませんが、日野町以外の下流自治体、米子県土整備局、さらにはJRへも情報提供されます。以上です。

○議長（小谷 博徳君） 8番、佐々木求議員。

○議員（8番 佐々木 求君） それで、今度の法律の改正の中のもう一つの大きな注目点は、やっぱり流域として意見を上げることができるといことなんです。だから、それぞれの町の町長たちも意見を上げることができるようになった。昔はあんまりそういうことがやられてなかったんですが、うちの場合には組織はいち早くやりました。そして、前回の教訓からそういうことをやったわけですが、これから先はちゃんと、結構年数もたってきましたし、工事すべきところは早めの工事をやる、あるいは改善を図らないけん部分は具体的に上げながらやっていかないと、私が住んどるところら辺見てもそうなんですけど、ばんそうこうを貼るような工事がね、護岸は、随分とあります。こういうところはまた必ず周辺が壊れていくのは目に見えとるんですけども、まだまだそういうところまで手が及んでるわけではありません。しかし、計画的にやらないと、何にしたって一気にできるもんじゃありません。それで、一度そういう災害マップを、防災マップをつくっておるんだけど、河川のそういうものについてはどういう形でやられておりますか。ありますか。

○議長（小谷 博徳君） そういうものいいかいね、答弁できますか。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 大雨、河川のそういうもの、そういうマップはっていうことだと、当然浸水想定マップっていうことだと思っすけれども、それでよろしいですかね。浸水想定区域のマップ。総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（小谷 博徳君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部 裕之君） 浸水想定マップにつきましては、住民の皆様にお配りしております

防災マップの中にも上げさせていただいておりますし、それからホームページ、国、県のほうもそれぞれの浸水の想定、若干それぞれ違うんですけれども、そういったそれぞれの想定の下に浸水を想定した想定マップお見せできるようになっております。

○議長（小谷 博徳君） 8番、佐々木求議員。

○議員（8番 佐々木 求君） 大体、防災の観点からいいますと、水害で事故が起きたり亡くなったりするのは、大体護岸が、どげっちゅうかな、崩れて、そこに車が突っ込むとか、そうしたことが多いようですが、やっぱり周辺に改めてきちんと知らせて、随分とやっぱり危険なところが私には見えるんで、ぜひその徹底をして、お願いをしたいと思います。

それで、最後になりますが、この災害のマップ、災害の状態を、町としてはやっぱり本部を立ち上げた形の中で、そこに報告することになるわけですか、大体。災害のときには、大水のときには。

○議長（小谷 博徳君） それは、どこから本部に報告するようになるかいうところがないと。

○議員（8番 佐々木 求君） いやいや、だけん。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ちょっと分かりかねるんで、ちょっと確認しますけれども、災害対策本部っていうのは日野町の災害対策本部、その日野町の災害対策本部に入ったとか、日野町の災害対策本部員が確認した災害をどこに報告するのかっていう御質問なんでしょうか。

○議員（8番 佐々木 求君） そこまでですか、本部の仕事はそこ、できますよね。そこに報告すると、本部が出かけて対応してくれるんですか。

○町長（埴田 淳一君） 一般的っていうか、特定、これだけっていう、とにかく情報は収集し、そして、情報はつなげるっていうことです。ですから、災害が起こったところが、例えば、これは縦割りで大変申し訳ないんですけども、国県道で県が管理してる部分もあるので、日野町の災害、こういうところでこういうものが起こってますよ、起こりましたっていうのは全部報告するようになってます。また、県の防災危機管理局のほうから定時報告ということで報告してくださいということで、災害級の、どういうんですか、事態が発生した場合は、災害が発生しようがしまいが、今の状況はこうですっていうのを報告して情報共有する。そうしないと災害対応できませんので、そういう状況でございます。

○議長（小谷 博徳君） 8番、佐々木求議員。

○議員（8番 佐々木 求君） 事前放流などについても、事前のダムの放流やなんかの、今は各自治体の長が物を言うことができるようになったんです、今は。例えば前回あたり、この前あた

りでも多分放水は、例えば1メートルぐらい上がりますよとか連絡があったと思うんですが、それに対して、ふだんから事前に管理をして、水位を下げて対応するということが、してほしいということが言えるようになってくるです。だから、これは大いに前回あたりの教訓をもって、きちんと対応していかれたほうが、本当に実害が出てからでは安全が守れない状態になるので、そのところを私はそう思うんですが、町長、どんなですか、そういう思いはありませんか。

○議長（小谷 博徳君） 協議会で事前放流等々を各町の首長が言う機会があるじゃないかと、そこら辺をいう質問だと思います。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ダムの放流の是非っていうことで、四国でありましたよね、ダム放流、急に云々かんぬんで下流がっていうのもある。そういうようなのも受けて、事前放流とか計画放流っていうようなこと、これは特に利水ダムのほうで、最初は利水者がいて、一定の水位まではためておかないといけないんだけど、でも天気予報で雨雲が物すごい近づいてて、降雨量が最大このくらいになる。とても残りのキャパだけじゃ受け切れないよっていうようなときには放流する、そういうようなことも関係者の間で調整していただいて、利水ダムにおいても調整放流ですか、そういうのができるようになりました。それは、関係者の間のいろんなお話っていうか情報共有の中で進めさせていただいた一つの成果だと思っております。

○議長（小谷 博徳君） 8番、佐々木求議員。

○議員（8番 佐々木 求君） 最後に、治水に関しては、前回の教訓を見ても、護岸の点検などは県が進めておられるかもしれませんが、町もやっぱりある程度進めとかんと、私は非常に危険なところが多くなっていると、それが現実だという思いがしとるんですが、そういうものは防災という観点から、今後に向けて調査もし、点検もしてみるということは、計画は持っておられますか。最後に教えてください。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 災害が起ころうが起こらまいが、管理してる河川、道、さらには目視できる人家に近いようなところ、それは、どういうんですか、目視点検とか、日々の巡回とか、作業の折にそれは確認っていうんですか、注意を払っていかないといけないと思っております。それをそれぞれ、橋の点検とかなんとか点検っていうのもございますけれども、そういったものの中に入っているのかな、ちょっとその辺は分かりませんが、おっしゃられる部分は当然だと思いますので、そういうことができるようにしてまいりたいと思います。

○議長（小谷 博徳君） 8番、佐々木求議員。

○議員（8番 佐々木 求君） ちょうどここの中にも述べてありますけど、これからは県内でも主要な水系ごとのプロジェクトが検討されていますが、最も重要なポイントは地域の合意形成と、このように述べておられます。これはどういう意味かという、やっぱり地域の中でそういう意識を持たないと、僕らにしてもそうですが、ああいうところは危ないところがあるよとか持たないと、あんまり意味をなさんじゃないかと思っております。それをどう合意形成していくかという問題については、よっぽど町がリーダーシップを発揮してやらないと、実際にはなかなか難しいんじゃないかと、地域ではね。合い言葉は共助と協働ということになるんでしょうけれども、それを進めるということは非常に大変だと思うんです。こういうことを事前に取り組んでいかないと、私はもう相当時間がかかるんじゃないかと思って見ております。そういう認識の下に、一定の地域はやっぱり大きな河川の横断りは積極的に持っていく必要があると思うんですが、どういってお考えですか、今後は。

○議長（小谷 博徳君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 一つ思い出しました。一昨年、災害があった折に、要は、私のイメージだとこんな国県道とか一級河川、護岸であったり、擁壁であったり、そういったところ、まさか崩れたり流出したりすることはないだろうって思ってたのが、いやいや、そうじゃなくって、随分災害が起こってしまったんです。そういう色眼鏡をかけずに、そして、全てのものを一の事業者、県土さんとか役場の職員だけで分かるわけがない場合もございます。やはり日々生活されている住民の方の目線も通じて、ここがやはり危ない、大雨が降るとここから水が出てくるぞとか、そういうような情報をいただいて、具体的にはそういう箇所への災害対応、防災・減災対策として要望箇所として国や県のほうに工事箇所を上げるような、そういうようなこともさせていただきました。おっしゃられるように、どこかの主体に任せて、はい、それでいいっていうわけじゃなくて、やはり住民の皆さんの目線もしっかり、共助っていうか協働して取り組んでいかないと、防災は、そのように感じております。以上です。

○議長（小谷 博徳君） 8番、佐々木求議員。

○議員（8番 佐々木 求君） これで終わりますけれども、やっぱりこの防災の仕事というのは、事前に相当やっとならないといけないと思うんです。私も、この前のときにもお年寄り3人があそこで泊まれたわけですけども、その中の1人の方はやっぱり一番大雨のときに河川の田んぼの水路を見に行かれたようなことを言っておられましたけど、ああいうのが一番危険でもあるわけです。そういうことの、それこそ駄目ですよということは言ったんですけども、そういうことの一つ一つの積み上げをやっとなんと、現実にはああいうことが起きるんです。本当に大雨で川の

水が大きく流れたときには、水路でもとても、例えば1メートルのU字溝がうちの横にはあるんですけど、とても人間、大人が立てとられません。水流が、流速が速くて。だけん、一度落ちたらもう大変な目に遭って、コケが生えておりますから触るところもないという事態になるので、これはやっぱり教育していかないといけんと思います。今後の地域にそういう課題を持ち込んで協力してもらい、体制に協力してもらいようなことをやらないと、合意形成ということにはならんんじゃないかと思うわけです。ひとつそういう点をやっていただきたいと。やっぱりやらないと、持ち込まないと、それはマップだけ渡してもなかなか進まないと思うので、そういう努力を続けていただきたいと思います。最後に一言だけ。

○議長（小谷 博徳君） 答弁要りますか。

○議員（8番 佐々木 求君） いやいや、合意形成を図る上でどうですかって言いよるだけん、一言でいいです。

○議長（小谷 博徳君） 埒田町長。

○町長（埒田 淳一君） おっしゃられるように、防災マップ、別に避難経路だけを確認とか、避難のときの享受だけじゃなくって、やはり危ない箇所の洗い出しっていうのも当然あるわけでございますので、ぜひ防災マップづくりの作業の中で情報を共有していただきたいと思います。以上です。

○議員（8番 佐々木 求君） 終わります。

○議長（小谷 博徳君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（小谷 博徳君） お諮りいたします。本日の会議はこれで散会にいたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小谷 博徳君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

会議の再開は9月17日午前10時といたします。御協力ありがとうございました。

午後3時39分散会
